

国際協力銀行環境ガイドライン
第4回パブリック・コンサルテーション・フォーラムの様態について

平成14年3月15日(金)国際協力銀行9階講堂において、第4回パブリックコンサルテーションフォーラムが開催され、60名以上の皆様の参加の下、積極的な議論が行われました。ここでは、会議の様態をお届けします。(なお、参加者の皆様にご発言の内容は確認いただけていないため、文責は国際協力銀行にあることをご了解ください。)

国際協力銀行からの出席者：

総務部： 木山次長 入柿課長
金融業務部： 谷本副参事役
開発業務部： 山田課長
環境社会開発室： 本郷課長 森課長

ご挨拶

(木山次長)

総務部次長の木山でございます。本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。私どもの新環境ガイドライン(案)に対しましてパブリックコンサルテーションフォーラムを開催いたしますのは、先月、大阪で開催いたしましたものを含めまして今回で都合5回目ということになります。この間、皆様には多数の貴重なご意見をいただきました。厚く御礼申し上げます。この5回の会合を通じましてイシューによっては、それぞれのお立場、あるいは考え方によりまして、さまざまな意見がございましたこと、このことも明らかになってきたのではないかと考えております。さらに昨年12月末にはガイドラインのパブリックコメントの募集をホームページ上で開始いたしました。今年の2月20日に、それを締め切らせていただきましたが、内外の皆様から合計40に及び貴重なご意見をいただきました。今回のフォーラムでは、こうした機会を通じて、いただきました数々の貴重なご意見、それに対しまして私どもの考え方を整理いたしましたので、まずはご説明申し上げまして議論をいただきたいと考えております。

本日は、年度末のたいへんお忙しい中であるにもかかわらず、多くの方々に参加をいただいております。せっかくの機会でございますので、ポイントを絞って活発にご議論をいただくべく、いくつかのトピックに分けて項目ごとに私どものほうからご説明申し上げたうえで、質疑応答、ご議論をいただく形を取りたいと考えております。時間は、ご案内のとおり一応2時から4時までということで頂戴しておりますが、議論の状況によりましては延長することもできようかと考えております。

さて今後のスケジュールでございますが、本日の議論もふまえて、私どもJBICの中で最終的な新環境ガイドラインをとりまとめまして、以降の所要の手続きを取りましたうえで、可能な限り年度内に新ガイドラインを公表したいと考えている次第でございます。それではよろしく願いいたします。

主なご意見と本行の考え方についての説明

総論と基本方針

(本郷課長)

まず総論でございます。いくつかコメントがございますが、まずは透明性の高いプロセスにて作成された点を評価すると、今回、パブリックコメント期間以前に行いました1回分、大阪での開催分を含めると、都合5回目になります。こういった点は評価いたしますというようなコメントをいただいております。それから人権にかかわる記述については曖昧ではないか、というようなコメントでございます。これに関しましては、ジェンダー、子どもの権利、感染症、こういったものが逆に個別のプロジェクトで確認するのに適当なものではないのではないか、というような意見もございました。先住民は先住民族に統一すべき、この点につきましては先住民族に統一させていただき、修正させていただこうと思っております。それから社会環境との関係で、環境の定義が曖昧という点でございます。今回、私どもいろいろ考えておりますのは、社会というものを私どもは非常に重視しておりますので、社会というような言葉を付け加えさせていただこうかと、環境配慮ではなくて環境社会配慮、それから私どもの行うことを環境社会配慮確認、そういった方向で検討し、そういった方向で修正したいと考えております。

それからWCDの提言DAC関連文書を反映すべき、こういった点もございました。それから、もう一方では我が国企業の国際競争力と申しますか、競争関係にあるといった点には配慮すべきではないか、OECDコモンアプローチでは、その旨書いてあるではないか、というコメントもありました。またビジネスのスピードが早いということで、審査の迅速化に努めるべきである、それからNEXIのほうでのガイドライン、今、同じく検討されているわけですが、OOIについてはNEXIガイドラインに一本化するべきではないか、こういったコメントもございました。また外交関係が優先されないよう、政府と内容についてよく調整すべきだろうというご意見もございました。

それから続きまして基本方針でございます。基本方針につきましては、JBIC、貸手ではある、貸手としての責任関係については限定されるのかもしれないけれども、やはりより多くの責任を負うのではないかと、貸し手としての責

任の大きさを明確に書くべきではないか、こういったコメントもございました。それからテクニカルな話でございますが、環境配慮確認と環境レビュー、こういった言葉の定義は不明確ではないか、いったい何が何なのかよく分からないではないかということで、もう少し明確に書き分けてくれ、というようなコメントもございました。これにつきましては、後ほど私どもの考え方を整理させていただきます。それからステイクホルダーでございますが、ステイクホルダーの中には、プロジェクトによっては国境を越えて広がるケースもあるのではないかと、そういったケースにおいては、そういった人たちの意見にも配慮すべきではないか、というようなご意見もございました。またその地域で影響を受ける可能性のある人々が、なかなか意見を言う機会がない場合、国際NGOも何らかの形でステイクホルダーに含めるべきではないか、こういったご意見もございました。この点につきましては、国境というのは人為的に引かれたものでございますので、プロジェクトの影響というものが、仮に広がるのであれば何らかの配慮は必要だと私どもは考えております。ただ一方で、EIA制度というのはその国々によって作られているものでございますので、その旨留意する必要がありますとは思っています。

それから国際NGOという扱いでございますが、実際現地で影響を受けるかもしれない方々がいらっしゃるのであれば、そういった方々の代理として国際NGOの方がご意見を言う、我々に言っていただけるということは当然考えられるのだと思います。それからステイクホルダーである日本国民に対するコンサルテーション、例えば本日開催しているこういったものを実施すべきではないか、ということでございます。この点につきましては、私どもこのように例えて言えば、ガイドラインを作る過程でもパブリックコメントを求めていますし、またこうしたコンサルテーションフォーラムも開いております。必要に応じてこういった取り組みをやっていきたいと考えております。

環境社会配慮確認ということでございますが、このへんかなりたくさんコメントをいただいております。一部、私どもの表現が拙いところで誤解を生んでいるところも無きにしもあらずということで、改めて確認させていただきます。プロジェクトの実施主体が行うもの、これを環境社会配慮、先ほど申し上げましたように、パブリックコメントの案では環境配慮としていたわけでございますが、社会ということも重視していくという方針を明らかにするためにも、環境社会配慮という言葉に統一したいと考えております。それから国際協力銀行が行うものについては、環境社会配慮の確認、事業者が行う環境社会配慮を確認するという意味で、環境社会配慮確認という言葉を使うということで、改めて定義させていただこうと思っております。

それで私ども国際協力銀行が行う環境社会配慮確認の中身でございますが、私どもは三つのフェーズに分かれると考えております。第1がスクリーニングでございます。それから第2が環境レビュー、それからモニタリングでございます。このような形で文章を改めて整理したいと考えております。

それから引き続き基本的な考え方でございますが、国際的基準、グッドプラクティス、私どもはこれを参照するという事を申し上げて、テキストでは書いているわけでございますが、それではいったいどのようなものが国際的基準やグッドプラクティスなのか分からないではないかと、これを明示的に示してほしいというご意見がございました。これは後ほど、どういものがそれに当たるものか、私どもが現在どういふうに考えているかという点を説明させていただこうと思っております。それから社会的弱者の意見を反映し、公開する仕組みを確立すべき、非自発的住民移転の具体的確認方法にかかわる詳細な記述が必要、この非自発的住民移転につきましては、具体的なイメージを共有していただくためにも後ほど詳しく説明させていただきたいと考えております。

4番目の点は国際的基準の遵守を明記すべき、国際的基準やグッドプラクティスの乖離がある場合には適切な措置が取られることを確認すべきということです。私どもとしては乖離があった場合には、それはなぜなのかよく調べるという方針で臨みたいと考えております。

それでは次の国際基準、グッドプラクティスの事例でございます。私どもが現在参照しようと考えております国際基準、グッドプラクティスというのは、相当たくさんございます。これはその中の一部でございます。そのプロジェクトの内容に応じて、できるだけ多くの国際基準、グッドプラクティスを参照しつつ環境社会配慮確認を行っていきたくと考えています。まず全般的なものでございますが、国際条約、それから世銀、ADB、EBRDの環境ガイドライン、OECDの中のECAおよびDACでございますが、これらの環境ガイドラインや考え方は全般的な概念として取り扱おうと思っております。それから実際の環境社会配慮確認におきましては、私どもは三つに分けておまして、汚染対策、自然環境、社会環境を主要な三つの要素として考えているわけでございます。最初の汚染対策につきましては、世銀のポリューションプリベーションアンドアベートメントハンドブックというのがございまして、これがいわゆる世銀基準でございます。これを参照する、それから我が国、米国の規制値がございます。米国のUSEPAの数値等もございまして、こういった点も参照したいと思っております。それから海洋汚染につきましては、例えばマルポール条約のようなことがございまして、こういったものも参照していきたくと考えております。

それから次の自然環境でございますが、世界遺産条約、それからラムサール条約、ワシントン条約、IUCNのレッドリスト、こういったものを国際的な基準、グッドプラクティスとして考えていきたくと思っております。社会環境につきましては、世界遺産条約、DACの住民移転にかかわるガイドライン、世銀の非自発的住民移転、先住民にかかるポリシー、これは具体的にOP4.12とOD4.20でございますが、こういったものを参照しようと考えております。この国際基準、グッドプラクティスの事例ということで、これだけではよく分かりにくいと思っておりますので、この中から一部を抜き刷りした形でコピーを準備させていただきましたので、時間があればご参照いただければと思います。

総論と基本方針にかかる質疑応答

(参加者A)

ありがとうございます。確認ですが、このいただいた文書、非常に分かりやすくまとめられていて、このJ B I Cの考え方が書かれている右の列ですが、これはきょうの資料というだけでなく、このガイドラインに対するJ B I Cのとらえ方という意味で、何か行内の文書としてまとめられる予定がありますか。というのは、今の環境社会に対する考え方も、やはりそのガイドラインだけが後に残ると、実際そのときにJ B I Cが考えられていた、きょうご説明されるようなことがガイドラインからだけでは読み取れないと思います。今、本郷課長がおっしゃられたようなこと、つまりいただいた資料の「ご意見について」の右側というのは、今後J B I Cとして何らか、行内の文書としてまとめられていくかどうか、そこは全体にかかわるのですが、教えていただければと思います。

(本郷課長)

今回、こちらのほうに準備させていただきました私どもの考え方というのは、たしかに現時点におきましては、寄せられたコメントに対する回答と、私どもの意見の考え方の説明という位置づけでございますが、これ以外にもいくつか実際に適用していく場合に、不明な点、クリアでない点、いろいろ出てくると思います。そういった場合にはF A Qという形で準備しようと思っております。きょう、ここに準備したような考え方、私どもの説明については、ゆくゆくはこのF A Qという中に盛り込まれていくものだと思っておりますし、今回の回答の部分というのは、かなりキーとなる部分でございますので、将来用意されるF A Q、この中のコアとなると考えております。

(参加者B)

グッドプラクティスのほう、今ご説明いただいたもののほかに、何か特別に付属文書として今後リスト化をされるということで理解してよろしいですか。

(本郷課長)

付属文書というよりは、「私どもがこういうものもグッドプラクティスとして参照することとしています」、というような考え方は、先程のご質問に対する回答にあったように、私どもはF A Qという形でまとめていきたいと考えております。これ以外にも、たくさんグッドプラクティスと認められるようなものが今後たくさん出てくると考えておまして、そういうような状況のときには、私どもが将来準備するであろうF A Qの中に追加されると考えております。

(参加者C)

いただきました「ご意見について」というところの2ページの「総論」の一番最初ですが、御行の考え方のところで、非常に細かい話で恐縮ですが、研究会、フォローアップ委員会、それからコンサルテーションフォーラムの場で学識経験者、NGO、産業界、国会議員、関連省庁の方々から意見をいただいたと書いてあるのですが、厳密にいきますと、産業界の声が反映されたのは、あくまでもパブリックフォーラムだけですので、ここはもしこの文書が将来も残るといふことであれば、研究会、フォローアップ委員会の場で学識経験者、NGO、国会議員、関連省庁の方々から多くの有益な意見をいただき、さらにパブリックコンサルテーションフォーラムでは産業界も含む方々からの意見をいただいたというふうに、できれば修正していただきたいと思っております。

あと今後のスケジュールにも関係してくるのですが、私は研究会の提言書が出てから、オフィシャルな場、あるいはオフィシャルな意見というのは、パブリックコンサルテーションフォーラム、あるいはパブリックコメントがすべてであって、これが御行の最終的な意思決定に影響を与えると考えておりますので、もし何か、それ以外のものがあるのであれば、それはトランスペアランスイの点からも非常に問題だと思っておりますので、あと何週間かで御行のほうで最終的な意思決定をされると思っておりますが、あくまでも御行の意思決定に外部から影響を与えるものは、今ここで開かれているコンサルテーションフォーラム、あるいは先月の20日に締め切ったパブリックコメントだけであるということをご確認いただきたいと思っております。

(本郷課長)

私どもが理想としている、目標としているのは、できるだけ開かれた場所で、できるだけ高い透明性を確保してガイドラインを決めていきたいし、また必要な積み残し事項があれば、そういったことについても同様に、できるだけ高い透明性、できるだけ開かれた場でやっていこうというのは私どもの基本的な考え方でございます。具体的にはいろんなやり方があると思いますが、何がベストかというのは、なかなか評価しにくいところがございます、私どもとしては試行錯誤的なアプローチかもしれませんが、やってみて改善すべき点があれば、それを改善していくというようなアプローチでやっていきたいと思っております。

それから後ほど申し上げますが、本行のガイドライン遵守に関しまして異議申し立てがあった場合の仕組みについ

では、今回のガイドラインでは具体的な部分を書いてございません。今後検討していく予定でございますが、その中において今、申し上げましたような目標を置きまして、できるだけいいスキーム、構成で議論していきたいと考えております。

(参加者D)

今の方のコメントに少し似ているのですが、関係省庁から表立たないプレッシャーというのがあるようにつながっております。最近はやりの役所でございますから、そういう関係省庁からのコンサルテーションがあった場合には、それをやはりきちんとメモにして公開する作業というのをやらなければいけないのだろうと、あとで事件が起きてから、「あのときこういうことがありました」と言うわけにはいかないと思います。

それから特に外務省につきましては、どうも大臣、副大臣、政務官に、この案件がきちっと報告されていないようでございます。昨日、植竹副大臣とお話をしましたら、「この件について全く聞いてないよ」と、それから川口大臣に、この件でちゃんと説明がいつているという、「少なくとも大臣がこれを了解しているというメモをください」というお願いをしましたら、出てまいりません。少なくとも外務省に関して、これが外務省の意見だというときには、担当の「現課、現局」ではなくて、きちっと大臣名で、大臣が見てご判断をされたというものをもって外務省のコメントであると、それ以外のものについては、単なるご意見であると理解すべきです。それから外務省とJ B I Cとでコンサルテーションが行われた場合には、外務省からこういう発言があり、それに対してJ B I Cがこう答えたということを引きちゃんとオープンなメモにさせていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

(入柿課長)

進め方につきまして、透明性について、いろいろご意見いただきましてありがとうございます。ご意見、十分わかまえたうえで対応したいと思っております。そのほかにございますでしょうか。はい、どうぞ。

(参加者B)

遅刻して来たので、もしかしら説明があったかもしれないのですが、NEXIのほうとスクリーニングフォーム、それからチェックリスト、その他を共通化するというコメントがあるのですが、たぶん今、配られたので、これから説明があるのだと思いますが、私どもの理解ではJ B I Cのほうはチェックリストは環境レビューの際にJ B I Cの担当の方がチェックされて書き入れられるということになっておりまして、NEXIのほうは少しそれが、事業者のほうは書き入れた形になっているようなので、ちょっとそのへんがどういう形で使われるのか、ちょっと懸念しているのですが、これは従来どおりJ B I Cのほうで審査のときに使うフォームとして、これが公開されるという形で考えてよろしいのでしょうか。お願いします。

(入柿課長)

チェックリストについては、今から説明いたしますので、そこから今のご質問にも同時にお答えするようにさせていただきます。それでは次のパートの手続きについて、こちらのほうからご説明させていただきます。

環境配慮確認手続

(本郷課長)

手続きでございますが、まずカテゴリーF Iの環境レビューの詳細を明記すべき、というようなコメントがございました。これカテゴリーF Iというのは、なかなか分かりにくいということで、かなりコメントがきておりますので、これについては、次に詳細に説明させていただこうと思っております。現地住民等借入人以外にも情報を求めるべき、円借款の中間評価への住民参加を検討すべき、外部専門家の意見を聴取する際には専門家委員会を設置すべき、こういったコメントがございました。具体的な事務手続きにつきましては、次のページに準備してございますが、チェックリストを準備しました。チェックリストのサンプルとして、鉱山、電力、それから港湾ということで、三つのセクターについてサンプルという形でお手元に配らせていただいております。私どもは最終的には26ぐらいのセクターにつきまして、チェックリストを準備する予定でございます。主なチェック項目でございますが、ここにありますように、まず最初は許認可、それから住民に対する説明、こういった点を第1のカテゴリー、それから汚染対策、自然環境、社会環境、この三つについて調べる、それからまたその他ということで、工事中の影響、事故防止対策、それから私どもがガイドラインの中で非常に重視しておりますモニタリング、こういった点をチェックすることでございます。許認可説明のところにつきましては、まずE I A及び環境許認可、E I A以外にも環境許認可が必要なものがございまして、それがどういうふうなプロセスで、あるいは条件は付いていないかと、事細かくチェックさせていただく予定でございます。

それから私どものガイドラインの中で、一つの重要なポイントとして挙げられているのは、地域住民に十分に説明したかという点でございますので、この許認可説明のところと合わせて確認させていただくこととなります。汚染対策につきましては、大気質、水質、廃棄物、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、悪臭等でございます。自然環境につき

ましては保護区に立地していないか、特異な生態系ではないか、水沼に悪影響を与えないか、地形、地質といった点でございます。それから社会環境の中では、住民移転、生活設計、文化遺産、景観、それから少数民族、先住民族、こういった点について確認する予定でございます。それから、もちろんその中にありますように、工事中の影響、それから事故防止、こういった点も確認する予定でございます。私どもは、この26セクターにつきまして準備する予定でございます、そのセクター特有の事情がございますので、できるだけ漏れがないよう、そのセクターの特徴に合わせた形でチェックリストを準備していこうと考えてございます。

それでは次にカテゴリーF Iでございますが、F I、これはいったい何かという点でございます。金融仲介ということでございますが、具体的には私どもは通常、多くの場合、国際協力銀行がプロジェクトに対して直接融資するわけでございますが、F Iの場合、金融機関等に一度融資しまして、それからサブプロジェクト、実際のプロジェクトに融資される、これが金融仲介の基本的な構成でございます。もちろん金融仲介におきまして、私どもが融資する時点で、どのようなプロジェクトに融資するか分かっているケースと、それから承諾時点では分かっているケースがございます。私どもがカテゴリー分類でF Iと言っているのは、この承諾時点、融資契約締結時点において、どのようなプロジェクトが実際に融資を受けるのか分からない、そういったものについてF Iというふうに定義しております。

それでは実際に、どのような形でスクリーニングを行うかということでございますが、私どもは三つぐらいが基本的な形かなと考えています。金融仲介といってもいろんな形態がございますので、なかなか一般化はできないのですが、あえて特徴的なやり方を三つ挙げますと、このようなやり方かなと思っております。第1番のやり方は、私どもが融資をさせていただきます金融機関等が本行に代わりまして環境社会配慮確認を行うということです。私どもが直接しないけれども金融機関とか、私どもからすると借入人が代わりにやってくれるということを期待するという仕組みでございますが、この場合には十分な環境社会配慮確認能力を有しているかどうかが必要になります。これにつきましてまた別途確認する必要があると思います。それから2番目のやり方は、1番目の変形でございますが、そういった金融機関のほうが十分な環境社会配慮確認能力がないと思われるケース、この場合には外部の環境専門家の支援を得つつ、本行に代わり環境社会配慮確認を行う、こういったやり方も考えられると思います。それから三つ目のやり方といたしましては、例えばカテゴリーAのプロジェクトについて、金融機関等が融資するようなケースであれば本行が直接に行く、本行が通常どおり環境社会配慮確認を行う、こういったやり方もあろうかと思えます。いずれにせよさまざまな形態が予想されますので、その形態、またはその相手の金融機関の状況等を見ながら、組み合わせながら考えていくということではないかと思えます。

それから次、住民移転のプロセスでございますが、これにつきましては、かなりたくさんのご質問をいただいておりますので、細かく説明させていただければと思います。

(森課長)

環境の中でも、特に住民移転というのが非常に大きなイシューであるということは皆さんも同じお考えかと思えます。そのわりには今のガイドラインの案の中では必ずしも明確な手続きとか、基準がないのではないかとご指摘がありましたので、ここで我々は現在、具体的にどういうプロセスで住民移転について検討しているか、今後どういうふうにするかにつきましてご説明したいと思います。まず一番左側ですが、これは通常プロジェクトの流れでございまして、プロジェクトを始めるときにはフィージビリティスタディをやり、環境影響アセスメントを行う、そのあと、プロジェクトがフィジブルと判断されれば、実施にむけて詳細な設計を行う、例えば道路のプロジェクトであれば、実際にどの路線を通すのか、細かいデザインをしていくという段階があり、最終的に土木工事が始まり道路が完成するという流れがございまして、

一方で住民移転のプロセスですが、一番右になります。まずフィジビリティスタディの段階では、基本的には住民移転がどのくらいあるのかという概算を把握します。一方、住民移転を伴うプロジェクトが、そもそも受け入れられるのかといったことで、その対象となる住民、それはその段階では必ずしもすべて分かるわけではないのですが、少なくとも影響を受けると思われる人についてはコンサルテーションをしっかりとって、まずそのプロジェクト自身について、彼らとしてサポートするのか、あるいは移転に伴う補償の枠組とか、移転地をちゃんと探してくれるのか、あるいは現金で補償してくれるのか、そういった移転の方針を基本的にこの段階で決めてゆきます。これを我々は、住民移転基本計画と考えていますが、そういったものがまずできあがる。その後、住民移転は伴うが、プロジェクトとしてはフィジブルであり、住民の合意も概ね得られそうだということであると、実際にデザインを行い地図上に落としつけてゆき具体的にどの世帯が実際に移転をしなければならぬのか、その世帯の土地所有権があるかないか、その土地の価格がどうか、といったようなところが調べられていきます。そして最終的に具体的な補償額というのが決まりまして、補償額等にかかるネゴシエーションが行われ、最終的に合意のもとで移転が終わります。移転が終わり、はじめて道路工事に着手するという流れになると思います。

本行の関与としましては、いろいろなケースがあるのですが、一つの例としましては、基本計画というものがすでにある、すなわち住民とのコンサルテーションもある程度できて大きな反対もなく、補償の方針とか枠組がだいたい決まっているといった段階でレビューを行う、その後、それが実際に実行できるのかといったところを確認しまして、融資の承諾を行います。、ただし実際に計画どおり実施されることをより確実なものとするため、承諾の際に、例えば着工までに移転を完了するようにと、その場合こういったプロセスを経てやるようにといった条件付けを行います。更に承諾をした後、実際に合意した方法で住民との合意がされているか、移転手続きが行なわれているかといったモニタリングを我々としても事業者から報告を受けて確認していくというやりかたをしています。、新ガイドライン策定後も引き続きこれを踏襲していくことになると思います。

また、例えば、不法住民の取り扱いというのがありまして、その国では法的には土地の権利がなくても移転せざるを得ないといったときに、その人たちに補償するのかどうかという議論がよくあります。これにつきましては、ご存じかと思いますが世界銀行がセーフガード・ポリシーの中で、不法住民に対してもしかるべく配慮することを規定しています。したがって私どもも、例えばベトナムで世銀がそのセーフガード・ポリシーを適用した事例があれば、我々がプロジェクトをベトナムでやる場合には、世銀でやっているのであれば、世銀と同様なレベルまでできませんかといったような話をしながら理解を得て、なるべく世銀のスタンダードに近づけるというようなやり方をしております。

このように住民移転というのは非常に難しい部分ではありますが、そういったプロジェクトがスムーズにいくようにするためには、より早い段階から住民移転計画をしっかりと作成し、作成段階で影響を受けうる住民とのコンサルテーションを行なうなどの対応が必要であると考えております。

続きまして、もう一つご質問が多かったのが検討する環境のスコープということで、今説明した住民移転を検討のスコープに含めるといのは分かるが、子どもの権利やジェンダー、感染症まで入れるのか、入れるのはいいとしても、どこまでやればいいのかといったご質問が、特に事業者の方から出ていました。我々も決してこういったものをすべて含めるといことではなくて、プロジェクトの中でこういった 이슈があり得るものについては、可能な限り配慮していただきたいということで、より現実的に、限られた形に対応していただければと考えています。例えば子どもの権利ですが、住民移転を伴うプロジェクトの場合、移転先において子どもたちがちゃんと学校に通える、あるいは病院に行けるといったようなところが検討され、確保がされているかといったような観点でプロジェクトの中で対応できるものだと思いますし、我々としてもこのようなものであれば配慮確認の判断が可能であると考えます。

ジェンダーにつきましては、似たような話ではあるのですが、住民移転の場合、例えば水汲み労働などがあるわけですが、共同の水道をどこに置くかというのは女性にとって非常に大事なコンポーネントになるとか、あるいは女性のための医療サービスが可能か、こういったところについても考えることができるのではないかといたところがございます。感染症などですと、大規模な土木工事を伴う場合、かなり大量の労働者が外から人が入って来ることにより、感染症が広がってしまうというようなことがあるためそのための保健対策、保健教育をしていくといったことはプロジェクトレベルで対応ができるものではないかと考えております。

こういったことを確認してゆくためのツールとしまして、先ほど紹介がありましたお手元の資料のチェックリストを作成しております。事例ですが、鉱山と火力発電所、港湾の各セクターに関するチェックリストをお配りしました。その中に、社会環境という項目があり、その中に今説明したような事項を記載しており、基本的にこの範囲内で環境社会配慮をしていただくというのが私どもの考えでございます。

(本郷課長)

それから手続きの点で、次の点はモニタリングでございます。モニタリングにつきましても、かなりたくさんコメントを頂戴しております。モニタリングの結果を公開すべきじゃないか、あるいはモニタリングについてやると書いてはあるけれども、具体的にどのような機関でどのような内容をやるのかよく分からないじゃないか、それを明示的に示すべきじゃないか、こういったようなコメントをいただいております。具体的なモニタリングの中身でございますが、まず最初に、私どもの基本的な考え方をお示ししたいと思います。三層のモニタリングということで、ここには書かせていただいておりますが、モニタリング自身は、まず最初には事業実施主体が自分自身でモニタリングを行うというのが前提になっているわけでございます。またこれは現地の環境当局によってモニタリングされる、例えば1年に1回、半年に1回、現地の環境当局がモニタリングを行う、必要に応じてインスペクションなども行う、ということになっているわけでございます。さらに私どもの考えというのは、国際協力銀行、私ども自身がモニタリングを行うということでございまして、事業実施主体によるモニタリングや環境当局によるモニタリング、これすべて私どもに報告、私どもが分析するのは、量的にもなかなか難しいところがございますが、ある一定期間、その概要、ポイント、インターバルを定め、私どもに報告していただくという形で、モニタリングを行う予定でございます。

その次に書かれておりますのは、まさに本行の行うモニタリングの内容でございます。私どもは、個別プロジェクトごとに環境レビュー結果の基づきモニタリング内容を決定します。こちらのほうで環境社会配慮確認結果と書いてございますが、言葉の定義はきちっとせよという話がございますが、ここは環境レビュー結果と書くのが正しいと思います。環境レビュー結果に基づき内容を決定いたします。またその期間につきましては、原則融資期間を通じモニタリングするということだと思います。私どもは金融機関でございまして、融資がある限りモニタリングは可能でございますが、それ以降のところは難しいところがございます。したがって融資期間を通じモニタリングをしていく、というのが原則にならざるを得ないと思っております。

ただ、一方で無用の負担を事業者に強いるのは避ける必要がございまして、実際そのモニタリングをしている最中にプロジェクトの状況がどうか、あるいはそのセクターの特性もございまして、そういった点を総合勘案しまして、ある一定期間経ったところで、ある程度負担を軽くするというような工夫はしていきたいと考えています。

具体的項目の例でございます。この項目の例はガイドラインの第2部のほうに、こういった項目は標準的な項目ですと、こういったものをモニタリングし、必要に応じて追加、削除しなさいという形で示そうと考えてございます。ここにはその一部を抜き出してございます。まず第1点は、指摘事項の有無でございます。当局、あるいは住民から指摘はなかったか、こういった点については、まず第1にモニタリングされるべき内容だと思っております。それから汚染対策、自然環境、社会環境、これは先程申し上げました私どもの三つの要素でございますが、それぞれについて必要な事項を報告求めることとなると思います。例えば汚染対策について言えば、硫黄酸化物、窒素酸化物、煤塵、

大気質でございます。それからまた排水もよく問題になるケースがございますので、その水質、こういった点をモニタリングさせていただこうと思います。それから自然環境で例えて言えば、工事中、貴重種が付近にあるようなケースにおいて、そういったところに影響を与えてないかどうか、こういった点をモニタリングすると思います。それから社会環境、これは典型的に言えば住民移転計画があると思います。これは計画は計画で、実際やってみなければ分からないところがございますので、当初立てられました計画どおりに動いているか、また当初計画立てたときには想定されなかった周辺環境の変化が起きていないか、そういったことを含めてモニタリングすることになると思います。

スクリーニングフォーム/チェックリスト（NEXIとの協調）について

（本郷課長）

27ページ、今回の私どもの案ではスクリーニングフォームというのはスクリーニングを行うために必要な情報ということで定義してございまして、これがどのような情報が必要な情報かというのは、これもガイドラインの第2部のほうに添付する予定でございます。これにつきましては、事業者の方に書いていただき、それを元に私どもが確認するということを考えてございます。チェックリストにつきましては、ここで3種類ほど示しましたチェックリストでございます。これにつきましては、私どもが実際に環境社会配慮確認を行う際に使うものでございまして、一つずつ私どもが確認し、記入するという点で、私どもが書くというような使い方を想定しております。

質疑応答

（参加者A）

2点ほどありますが、1点はガイドライン（案）のほうの6ページの（2）カテゴリー分類のちょっと上ですが、「配慮すべき環境影響が新たに判明した場合など、必要に応じ本行はカテゴリー分類を変更することが有り得る」という点について、ちょっと確認ですが、配慮すべき環境影響が新たに判明した場合というのを例示しているの、これは例えばBであったものがAとなる、ということにはしっかり読めるのですが、AがBになったり、BがCになったりという、ダウングレードということが有り得るのかどうか、これちょっと1点確認をしたいと思います。

2点目は、今、お話くださった住民移転の話とか、あるいはモニタリングの話というのは、たしかに今こういうことをやられているという説明としては、なるほどそうですかということですが、しかしやはり透明性を高めるためには、どこまではJ B I Cがやらなければいけないかというのは、はっきり定めるべきではないかと思います。一応こうはなっているけど、その場その場でJ B I Cが、あまりに柔軟的に対応できる幅があり過ぎるというのも、私は好ましいことではないのではないかと思います。パブリックコメントの中にもあったと思うのですが、別途住民移転に関するガイドラインであるとか、あるいはモニタリングについての基準であるとか、そういう環境配慮のガイドラインとは別個作るというようなことが有り得るのかどうか、そのあたりについて教えてほしいのですが.....。

（参加者B）

3点あるのですが、まずF Iですが、先ほど確認の方法、だいたい三つくらいあるということで教えていただいたのですが、それはどういうふうに今後J B I Cが確認をしますというような方法についても、情報公開のときに明らかにされるのでしょうか。それからモニタリングの方法に関しまして、モニタリングがどういう形で行われるかという、これも非常に私たち関心をもっているところですので、このモニタリングの方法についても、これはレビュー結果の公開のときに明らかにされるのでしょうか。それが第2点です。それから第3点目は、モニタリングレポートの公開というのを前から私ども求めていたわけですが、J B I Cのモニタリング状況に関しては公開されるということで非常にありがたいと思っておりますが、事業者のモニタリング情報の公開に関しては、一応望ましいということで求めているわけです。これに関しては確認ですが、もし例えば私たちが関心をもっているプロジェクトに関して、事業者のモニタリングの情報を見たいということでお願いした場合、J B I Cが受け取られているレポートは公開の対象になるのでしょうか。その3点を教えてください。

（本郷課長）

全部で5つあったと思います。そのうちいくつかから最初に答えさせていただきます。2つ目の点として、幅があるのは好ましくないのではないかとございまして、私どもも同じように考えております。また同じようなコメントはたくさんいただいております。おそらくは事業者の方も同じ思いではないかと思っております。できるだけクリアにするというところは、やはり大切なことだというのが一致した意見だろうと思っております。そういったことをふまえて、私どもがどういふふうにしていくかという点でございますが、現状を考えておりますのは、先ほど紹介いたしましたように、よくある質問、FAQというような形で順次整えていきたいと思っております。これは申し上げます、今、すでに寄せられたいろんなコメント、きょうは説明書でございますが、こういったものも含まれますし、また今後、実際に適用していったときに必要になったものというのは、当然追加されるべきものだと思っております。

それから次の方のご質問の三つあるうちの第1点、F Iのときどのように確認していくのかという点でございます。こ

れにつきましては、たしかに説明申し上げましたスクリーニングのときのやり方、スクリーニング順にどういふふうに判断していくかという点でございます。私も正直言って、まだ具体的にどこまでどういふふうになったところまで詰め切れているわけではございませんが、今おっしゃったような点については、それをふまえて考えていきたいと考えております。できるだけ明確に、私どもがやっていくことを示すということは大切だと思っております。

それからモニタリング方法のところの質問につきましては、ちょっとご質問内容をもう一度確認したいのですが、私どもはガイドラインの第2部の中に必要な項目を列挙してございますので、それが基本的に必要な項目、一般論として必要な項目だと思っております。ただ、この一般論として必要な項目すべてやるのが適切かどうか、あるいはこれで十分かどうかというのは分からないと思います。それで個別のプロジェクトにつきまして、環境のレビューを行いまして、何が必要かということをつつひとつ判定し、それをこのガイドラインの流れで言えば、環境レビューを行い、その結果は契約上に反映されるようになっておりますので、契約上に反映し、そしてその契約で求められた内容を借入人を通じて事業者を実施していただくという流れで考えております。そういう点では具体的にガイドラインの中でも盛り込まれているのかと考えております。

それからモニタリングレポートでございますが、私どもが作成しますモニタリングレポートというのは、これは当然公開するということになっております。ご指摘のとおりでございます。また事業者が作成されるモニタリングレポートでございますが、モニタリングレポートといったとき、ちょっと言葉で注意しなければいけないのですが、金融機関が行うモニタリングというのは、さまざまなモニタリングがございまして、環境に関するモニタリングもあれば、それから経済採算上のモニタリング等もございまして、いろんなモニタリングがございまして、環境に関するモニタリングであれば公開すべきだと思いますが、商業上の秘密とか、競争関係とか、そういった点が含まれているケースにつきましては、また別の配慮が必要だと思います。お答えになったかどうかあれですが、環境上については公開されるということ私どもは考えているということでございます。

(森課長)

最初の質問のカテゴリー分類のダウングレードの話ですが、これは現在でもやっている場合があります。スクリーニングの段階では、すべての情報が分かりません。特に現地に行っているわけではないので、現地に行く前の情報として、例えば近くに国立公園があるとか、自然林、あるいはマングローブがあるといったプロジェクトの場合には一応カテゴリー上はAになります。ただ実際に現地に行ってみると、近くといっても、かなり距離があり実際影響は及ばないほど離れている、あるいはマングローブにしても実はそのマングローブというのは、自然のマングローブではなくて人工的に作ったもので、かつそのマングローブも潮の流れから見ても影響が少ないことがあります。例えば港を建設する場合ですが、基礎工事の際にコンクリートで全部埋めるのではなくて、柱型にして潮の流れを妨げられないようにするなどの方策が採られるというのは後から情報として入ってくる、現地に行ってみるといろんな情報が入ってきて、実質的な環境への影響が、我々が当初想定していたものとなり違うというケースもあります。ですから、それが確認できた場合はBに落とすということはあると思います。ただ、その場合に、なぜBに落とされたかという理由について明確に説明する必要があると考えています。今回のガイドライン案ではカテゴリー分類の結果の根拠を示しますので、そこにそういったことも含めて記入する必要があると思います。

(参加者E)

「住民移転」のところのご説明についてですが、先ほどの全体にかかわる部分でご説明があったところだと思いますが、国際規準を参照するというのが、いまいちクリアでないという思いがあって、実際にここで配られた国際規準、あるいはグッドプラクティスの例というのが今後実際の実務、特にJ B I Cの方が審査をする際の資料としてどのように扱われるのか、それから参照するというのは、具体的にどういふことを指すのかというのをもうちょっと具体的に説明していただけるとうれしいのですが……。

(本郷課長)

基本的な考え方から改めてご説明させていただきたいのですが、私どもが金融機関として行うのは、まず最初に環境社会配慮確認を行うわけでございます。そのときにいくつかの基準を参照しながら妥当かどうか一つひとつ分析し、確認していくわけでございます。そのときにガイドライン本文にもございますように現地の基準を遵守しているかどうか、また国際基準グッドプラクティスを参照して問題ないかどうか、一つひとつ判断していくわけでございます。その一つひとつの判断の結果というものは、環境のレビューの結果ということになるわけでございます。それは契約上に反映されるものです。ですからグッドプラクティスは契約関係を通じて事業に影響を与えているという意味では、ワンクッションおいているという形になると思います。

それからあと、どういふふうに使おうかと言いますと、私どもはいくつか実際に事柄があれば、それを評価するにあたっては、ここにあるようなグッドプラクティスを該当する部分をもってきて、それを比べてどうか、問題ないかどうか確認していくわけでございます。この参照というのは、国際的な基準グッドプラクティスというのが世界中どこでも普遍的なものかどうかというのは必ずしも言い切れていないとは思っておりまして、それでその内容をグッドプラクティス国際基準の求める内容と、プロジェクトの内容、プロジェクトの置かれている周辺状況、そういったものをすべて確認し、総合勘案して私ども公的金融機関として融資するのが適切かどうか、というのを最終的に判断することに

なると思います。

(参加者A)

本郷課長のお答えの確認ですが、FAQの位置づけですが、今後、この後で出てくる遵守のことについてもポイントになると思います。やはりこのガイドラインについては遵守というものをどう確保していくかというのが重要になってくると、そのFAQの場合、例えば今の話で言えば住民移転にかかわること、モニタリングにかかわることというのは全部このFAQに持って行った場合、FAQにかなり重要な方がそこに含まれるのではないかと想像するのですが、その場合FAQというのは、いったいどういう存在をイメージされているのか、それはある程度J B I Cとしてコンプライアンスを含めた、ある程度拘束力を持つものなのか、それとも今の話ではないですが、参照しつつ努力するという、そのぐらいのものなのか、FAQというものの位置付けについて今の段階でどのようにお考えなのかうかがいたいです。

(本郷課長)

FAQにつきましては、後ほど別のセッション、パートを設けておりますので、具体的イメージはそちらのほうでご説明させていただければと思います。

情報公開

(本郷課長)

情報公開についても相当盛りだくさんのコメントをいただいております。例えば、OECDコモンアプローチには具体的に情報公開が事細かに出ているわけではないので、それとずいぶん大きな違いがあるのではないかと、OECDコモンアプローチと同じではないか、というご意見もありましたし、より多くの情報公開をすべきではないか、というご意見もございました。また、私どもの一つの仕事がビジネスの支援でございますけれども、そういった点に十分配慮する必要があるのではないかと、こういった点がございました。例えば、商業上の秘密だとかそうした対象となるプロジェクトが常に競争関係にあるといったことにも留意すべきではないか、というようなコメントがございました。

私どもとしては、情報公開というのはやはり非常に重要なものだと思っております。このガイドラインの中ではできるだけ多くの情報公開をし、できるだけ多くのご意見を頂戴し、それを、プロジェクトの内容、私どもの融資の内容に反映させていきたいというのがポリシーとなっております。そういった意味で、情報公開というのは配慮が必要で、いろいろ留意する点はたくさんあるのだけれども重要である、というところは私どもも認識しているところでございます。具体的な情報公開について、そういった抽象的な議論をするよりは、具体的なイメージをつかんでいただくのが一番だと思いますので、情報公開のイメージをつかんでいただくための資料をちょっと準備しました。

私どもとしてはウェブサイトで積極的に情報公開をしていきたいと考えておまして、そのイメージでございますけれども、まず国際協力銀行のホームページを開いていただきますと、環境問題の取り組みというのがございます。その中に、ちょっとタイプミスがございますけれども、環境社会配慮に関する情報公開という項目を新たに追加することを考えてございます。その中で、カテゴリー分類、スクリーニングを行った後のカテゴリー分類でございますね、このときの情報、融資契約締結時の環境チェックレポート、こういったものをウェブで公開していきたいと思っております。カテゴリー分類の情報、具体的にどのような内容かにつきましてはまた詳細に説明させていただきます。

(谷本副参事役)

それでは、具体的にウェブ上でどのようなイメージになるのかというのを、分かりやすくするために、イメージ図というのを作ってみました。これがだいたいウェブ上で見られる画面だと思っていただいて、我々が作ってみたものです。ホームページ上から環境社会配慮に関する情報公開というところをクリックしていただくと、この画面に飛んでいく。「どちらの情報をご入り用ですか」ということで、左側にございますのがカテゴリー分類が終了したものに関して、カテゴリー分類に関する情報公開、それから右側にございますのが、融資契約締結済みのプロジェクトに関する私どものレビュー結果についての情報公開です。そこのどちらかをクリックしていただくと、それぞれのページに飛んでいただくということになります。

カテゴリー公開のホームページですが、イメージとしまして、まずいちばん上のところに「問い合わせ先」ということで、個別の質問であるとか、情報を入手したいということがございましたらこちらのほうにご連絡いただくということもまず載せて、細かいことではありますが、ここからガイドラインにリンクができたりとか、開示基準等へリンクできたりとか、そういう工夫もしたいと思っております。

その下に、いわゆるプロジェクトのリストを並べていこうと思っております。ここにありますのは、いわゆるE I A等が入手済みのプロジェクトということでございまして、プロジェクト名、実施場所、カテゴリー分類、それからお問い合わせの番号、掲載日等を載せております。このプロジェクト名というところをクリックしていただくと、もう少し詳しい情報が出てくる。プロジェクト概要、なぜ我々がカテゴリーAにしたのか、Bにしたのか、それから私どもが入手している情報は何なのか、情報公開の開始日はいつなのか、ということも載せております。

それから、こちらはその他のプロジェクトということで、カテゴリCなど、いわゆるE I A等を入手する必要のないものというか、していないもののページということになります。これにつきましても同様に、プロジェクト名、実施場所、カテゴリ分類、お問い合わせ番号等を掲載しておりまして、これをクリックすると、プロジェクトの概要、それからなぜこのような分類をしているのか、というのが見えてくるということでございます。今のお話はカテゴリ分類のところの情報公開のイメージなのですが、基本的には環境レビューのほうも同じでございます、プロジェクト名のところをクリックしていただくと、我々の環境レビューが見られるようになっている。そのようなイメージになってございます。

質疑応答

(参加者E)

2点ほどあるのですが、1点は、本日配られました最終案のガイドライン案の9ページのいちばん下なのですが、商業等の秘密の尊重のほか、もう1点、ここに「競争関係への十分な配慮」ということが新しく付け加わったのですが、これの意味がちょっと読み取れないので、これについて説明していただきたいというのが1点です。

それから、今、プロジェクトの情報についてこういった形でウェブ上で公開されるということのご説明があったのですが、これまでも円借款については円借款の事業のデータベースがあり、また最近では事前事業評価表ですが、が公表されるということもあって、いくつかのJ B I Cのプロジェクトに関するデータベースが並立することになるのかな、というふうな感じがして、情報を得たい者にとって若干使いにくいものになってしまうので、できたら整理していただけたほうが使いやすいという、これは単なるサジェスションです。以上です。

(参加者F)

この情報公開のところ、OECDのコモンアプローチが言及されているところなのですが、去年の経緯を踏まえ、結局、コモンアプローチ自体の水準が高くないゆえに国際的なコンセンサスができなかったところがございます、わが国としまして、ODA、円借款、OOFに当たるところ、海外に対する融資の規模から考えてOECDのコモンアプローチのレベルでいいのかというのは、当初からも説明しているとおり、議論すべき点だと思っております。ここはそのところを引用して、国際競争上の関係から情報公開ができない、というようなことはいかがなものかなと考えております。商業上の秘密というのは従来あるもので、出せないところは出せないというところは明確にしているかと思いますが、実際、「競争上」というのはどういうものなのかというのは、同じように私どもも危惧を持っております。ありがとうございました。

(参加者G)

同じような趣旨ですけれども、やはりOECDコモンアプローチというのは、どうもそこに合わせるという考え方をとらないということに決まって議論してきたと思っております、それはもうちょっとピンポイントしたほうがいいと思います。それから、競争関係に配慮する、これが場合によっては拡大解釈というのですか、環境面の状況が変わらないのに競争関係で変わってきますよね。ですから競争関係という表現は、適切でないという感じがいたします。

(本郷課長)

まず最初に、本行の情報公開がいろいろなものがあって、アクセスするほうからすると分かりにくいという点、ご指摘、私どももできるだけそこについては改善していきたいと思っております、なかなかすぐにはできないので、お時間をいただければと思っております。

その次のOECDの関係でございますけれども、OECDコモンアプローチにつきましては、私どもは、これは日本政府として公式なものと考えておられているものではないかと思っております。日本政府が、これはもう認められない、これは日本として認めていないんだということで、我々のほうにそういうようなご指示があるのであれば、私どもとしてはそれはそういう方向で修正する必要があるのだらうとは思っています。

あと、高い低いという議論につきましては、私どもは、一般論としてそれらのガイドラインが高い低いとかいうような議論はしておりません。一つひとつの事柄について妥当かどうか考えていくべきだと思っております。私たちが、OECDのところの一つの取り決めがあるということで、それは当然踏まえておるつもりでございますし、また、今回のガイドラインの中では、それには書かれていないいろいろなことを私どもも積極的にやっつけていこうと考えております。それに全く合わせるというような考えはしておりません。

それから、競争関係につきましては、OECDの中でもそういう表現がございますし、例えば援助のところであれば「開発と環境の両立」とかというような考え方もありますし、「持続的な成長」というものもやはりそういうような延長にあるのではないかと思っております。公的機関、政策金融機関として競争関係にあることについて配慮する、しかもこれは情報公開にかかる部分でございますので、それはやはり商業上非常に大きな支障をきたさないよう配慮しなければならないというのは当然ではないかと思っておりますので、そこには当然配慮する必要があると思っております。ただ、ここで改めて申し上げたいのは、あくまでも環境のところと環境以外の部分というのは分けて考える必要があると思っております。私どもは、環境の部分につきましては、基本的には商業上の秘密だとか、あるいは競争関

係というものには影響を与えない部分ではないかと、概念的にはそう整理されるのだと思っています。

(参加者E)

今のご説明では分からなかったのですが、今まで商業上の秘密ということで、例えばプラントの技術的な、会社の企業秘密が含まれる部分であるとか、そういった部分が例示されて、そういったものについては公開できない、あるいは公開しない形で情報を求める、という議論がこれまでなされてきたというふうに理解しています。そのほかに、競争関係に配慮するという文が入ったことで、情報公開できない、あるいは情報として除かれるべき部分が増えているのだとしたら、それは具体的にどういう情報なのかということをはっきりと明かにしていただきたいのです。

(本郷課長)

これで具体的に何が情報公開できなくなるものがあるか、というご質問だとすれば、私どもとしてはそういうようなものは想定しておりません。商業上の秘密、競争関係に配慮、というのは一つのフレーズだと思っております。

(参加者G)

今のご説明、そういうことでしたら、「商業上の秘密、競争関係等に配慮し」と二つのことを普通思いますよ、このご説明は、「競争関係に配慮して商業上の秘密を云々」というのなら分かりますけれども、二つの文が一つになれば、商業上の秘密だけでもいいんではないかと思ったり、いちいち修飾するのは必要ないじゃないかと思ったり。かえって誤解を招くんじゃないですか。

(本郷課長)

私ども、他意があったわけではございませんので、ただワンセットとして分かりやすく並べたいという趣旨でございますので、ご提案のあったような案で修文する方向で考えたいと思います。ありがとうございました。

(参加者H)

情報公開の時期についてですが、18ページのマテリアル、これはホームページイメージということで、拝見しまして、改めまして一部センシティブな点があるなど。大きく分けて二つ。融資契約が締結された後のものについてレビュー結果を公開する。もう一つは融資検討中、融資がされるかどうかまだ決定していない、その段階についての中間的なものを開示するということなのですが、融資が締結されたものについての発表というのは、従来のJ B I Cさんのプレスリリースの中でも出されているのですが、融資がまだ決定していないものについて、例えばだれもが知っているような大きな国際入札とか、だれが入札してとか、比較的だれもが注目しているようなものはいいのですが、中には比較的コンフィデンシャルな形で計画されているようなプロジェクト、こういったものも含むと思うんですね。先ほどの商業上の秘密ということとリンクして、どこまでほんとにこういうプロジェクトの融資を今検討されているというふうに出せるかどうか、非常に微妙なところで難しい点だと思うのですが。

逆に、ビジネス観点からすると、こういうプロジェクトが計画されているんだと、当事者でなければ非常に関心があるところですし、特にいろいろ知りたいところですし、そういう情報が出れば非常に関心があるところなのですが、逆にやっている当事者からしたら、非常にコンフィデンシャルに進めているものについてパッと出されてしまうと、あるものについては非常に具合が悪い、こういうことも出てくるのではないかなど。ですから、融資契約検討中のプロジェクトについてどこまで開示するのか、商業上の秘密ということとリンクして、ケース・バイ・ケースだと思うのですが、こういったアイデアをお持ちなのかお聞きしたいのですが。

(本郷課長)

情報公開につきまして、18ページに、二つの時点で、まず一つはスクリーニングの時点で、もう一つは融資契約締結時に、その2回に分けてやるということでご案内しております。今のご質問のところは、融資契約締結時ではなくて、スクリーニング時の話だと思いますが、スクリーニングを行う時点というものは、私どもは、一般論としてでございますけれども、どういうタイミングと考えているかをご説明申し上げますと、一つは、プロジェクトの内容が固まって、環境影響評価もしっかり行われている時点、もう一つの条件としては、私どもに正式な融資要請が行なえ得る状況、と考えてございます。

一般論でこの二つの条件を満たすというときに、かつできるだけ早くスクリーニングを行うということでございますので、もしかすると、今おっしゃっていたようなかなり存在自体が秘密のようなケースというのは、まだ環境影響評価等がまだ十分できていない段階かもしれません。そうしますと、その時点で、私どもは逆にいえばスクリーニングを行えないのかもしれないと思っています。いずれにしても、私どもがスクリーニングを行うためには、どういう環境影響があるかということがしっかり分かっているわけじゃないし、くり返しますけれども、私どもが融資を正式に受けていない段階でやるわけではございません。その2点、重要なポイントかと思っています。お答えになったかどうか分

かりませんが、一般論でございます。

(参加者H)

確認ですが、そうしますと、基本的に原契約の契約は少なくとも調印されて、正式な融資の申し込みがされたもの、そういう理解でよろしいのですかね。といいますのは、新聞発表で例えば受注発表とかいうと、実際に調印された後に初めて正式契約したとか、そういった形で、プロジェクトの受注、あるいは契約成約、そういったものを新聞紙上で公開するのですが、そういう観点からして、正式に原契約が調印されて、その後J B I Cさんへの正式なアプリケーション、それがされたものという理解でよろしいのですかね。

(本郷課長)

そういう理解で結構です。私どもは十分な情報があってはじめてスクリーニングが行なえると思っています。

(参加者B)

今の点に関して、むしろ今度は私たち環境のほうに関心を持っている立場からいたしますと、やはりスクリーニングの段階で環境情報が分かっていないと、どういう形で環境がチェックされているのか分からないことになるわけですしけれども、ここに関して、これはもちろんドラフトの段階から議論になっていたことではありますけれども、やはり情報公開の時期および期間がはっきりしないということで、これに関しては、今ホームページのほうでほしいイメージは分かりましたので、ほしいという形で出ているということはたぶん私たちも情報を得られると思うのですが、やはり問題なのは、例えばカテゴリーAプロジェクトですね、E I Aなんかは非常に私たちは関心を持っていたプロジェクトで、E I Aの分析などもしくはない、そういうことになると、例えば、こちらが「情報が出るな」ということが分かったのはいいのですが、じゃあいつ本契約に至ってしまうのかということが分からないということになってしまうと、十分にその間にコンサルテーションということが可能なのか、ということが一つの懸念としてなると思うんですね。

やはり、この点に関しては、ある程度目安というものがやはり必要ではないかというふうに思っております。もちろん今お話をうかがっていて、企業の方にはそれなりの事情があるということも分かりますけれども、やはりプロジェクト、例えば円借款のものであるとか、またいろいろケースによって違うでしょうから、ある程度やはり目安で、少なくともどういう形で外部とのコンサルテーションをこの情報公開によって可能にするのか、少なくともほしいどのぐらいの期間においてコンサルテーションをするのか、そうしたことをある程度示していただきたい。私たちはどういう形でそのときに「これに関しては関心を持っています」という形で懸念を伝えることができるのか、というのがちょっと分からないものですから、そのへんを可能な範囲で、この先時間をかけてもかまわないと思いますので、もう少し議論をさせていただきたいと私たちとしては思うわけです。

それからもう1点ですが、環境レビューの結果がホームページのほうで公開されるイメージも分かったのですけれども、これに関してもう少し詳しいことを知りたいといった場合に、例えばチェックリストなり、環境社会開発室のほうのクリアランスした文章みたいなものを拝見するということが可能なのでしょうか。今のホームページのデータだけではあまりにも漠然としていると思いますので、そのへんさらに情報が公開されるのかどうかをお聞きしたいのです。

(本郷課長)

2点ご質問いただきました。二つ目の点、内部で私どもがつくった環境のレポートでございますが、それについては情報を公開する対象となると思っております。

それから1点目の目安について、ご指摘のとおりでございます。いろいろな方々の理解を共有するという点からすれば、できるだけそういった方向で考えていきたいと思っております。例えば、またFAQにはなりますけれども、例えば典型的な輸出企業のケースであれば、輸出入契約がまとまってから私どもに融資の要請がございます。そういった時点でできるだけ早く私どもはスクリーニングを行う。そういった点をできるだけ分かりやすく、たくさん種類について準備していくことだと思います。要はプロジェクトのサイクルというもがございますので、プロジェクトのサイクルと私どもの融資の検討、その組み合わせの中で考えていくのだと思います。

(参加者A)

2点あります。今のことも関係するのですが、一応今の最終案では、1部 5の(2)のところに、「意思決定に先立ち十分な時間的余裕を確保する」とあるのですが、この意思決定について伺いたいのですが、意思決定、私はパブコメに書きましたが、いつなのか。たぶん国金の場合はかなり明確なのかもしれませんが、円借款の場合はやはりプレッジという政府の行為がある。外務大臣が「外遊先でやりますよ」というのと融資契約が結ばれる間には、様々な期間があるというふうに理解していますが、意思決定というのはいったい何を指すつもりなのか。もしこれが融資契約であるとするならば、プレッジと融資機関の契約の長いものもあるので、実際どういうふうに運用するのかなと私は疑問があるのですが、この意思決定について伺いたいというのが1点。

2点目は、これも確か書いたと思いますが、きょういただいた最終案、10ページの上から2行目、「本行と借入人との間の契約上情報公開が禁じられる情報」とあるのですが、これはかなり広くとれるわけですね。基本的に融資契約というのは公開されない、というのは今回のペーパーにも書いてありましたが、公開されない契約上、情報開示が禁じられているものについては公開しない。つまりこれは外部チェックは全くできないわけですね。公開されない契約に基づいて情報開示をしないわけですから。ですからここは、はっきり商業上の理由とか、要するに情報開示を禁じられる行為の幅を限定させておくべきではないかと。限定しないと、融資契約上はこれはダメだから、これもダメ、あれもダメというようなことになる懸念がある。

それが杞憂かどうかということですが、それはきょうお配りいただいた資料があると思いますが、35ページにかかわる資料ですね、この資料の中で、情報公開は22ページ以降なのですが、これの24ページですね、どうの方が出されているか分かりませんが、24ページの13の項目、日本企業はビジネスパートナーから守秘義務を課せられることが多いから、環境レビューのために提出される情報であっても守秘義務の対象となるものについては情報公開の対象とすべきではない、というご意見がある。それに対して、J B I Cとしても競争関係に配慮して、というふうに書いてあるわけですが、やはりここが、どういう点で守秘義務を課されるのかがよく分からないということがあって、守秘義務は認めるとしても、J B I Cとして環境配慮確認をする上では、やはりそれは商業上の秘密にかかわる部分に限るということ、この今のところ、10ページの上のところでも明記をすべきではないかと私は思うのですが。以上2点、よろしく申し上げます。

(本郷課長)

2点ありました。意思決定、それから情報公開の点。2点目の情報公開ですけれども、私どもの基本的な考え方というのは、環境社会配慮確認に使う情報というのは、基本的には環境に関する部分でございますので、その部分には商業上の秘密に抵触するような情報は含まれていない、というふうに考えております。ただし、文章の種類として、環境に関するアイテムが、もしかするとほかの部分、商業上の秘密等が書かれている書類と同じ書類にある可能性がないわけではございません。実際そういうケースもございます。私どもはそういった点も想定した上でこういうような書き方をしておりますけれども、そういった、環境を理由に、一部が入っているからといってすべてを公開しないとか、そういうような考えではございません。環境に関する部分については情報公開されるというのが基本的な考え方でございます。

それから、1点目の意思決定につきましては、国際金融の話と経済協力、二つ分けてご質問をいただいたと思いますけれども、ここでのガイドラインの設計上の考え方、最終的な意思決定という整理の仕方では、融資契約に締結したところが最終的な意思決定だというふうに、このガイドライン上では整理してございます。ただ、おっしゃるとおり、経済協力のところの部分、ご質問がございますので、それについては別途答えさせていただきます。

(山田課長)

特に、円借款の場合の実質的な意思決定は何なのかというお話だと思います。一つ確認しておきたいのは、これはあくまで本行のガイドラインですので、ここでいう意思決定というのは本行の意思決定であるということです。しかしながら、實際上、事前通報、それから円借款の場合は交換公文等で日本政府が実質的な意思決定を行っているということもありますので、そこについては、我々の話というよりは政府の話だと思いますから、当然このガイドラインの運用について、主務省、これは外務省ですが、それから協議官庁、財務省と経産省でございますけれども、そういったところと互いに意見交換をしながら、実質的な意思決定の前に情報公開はしていかなければならないとは思っております。

(入柿課長)

2番目の情報開示の点でございますけれども、外部チェックが働かないというふうに申されてはおりますけれども、私ども、法の枠組み、情報公開法の枠組みの中で活動しているわけでございますので、その法の要請を犯してまで守秘義務契約を結べるわけではございません。そういう意味では、法の要請というのがしっかり枠組みが固まっている以上、外部からのチェックというのはそういう形で機能するのではないかな、というふうに考えている次第であります。

意思決定への反映

(本郷課長)

それでは意思決定に関する部分でございます。意思決定に関する部分でいちばん多かったポイントの一つは、適切な環境配慮がなされていない場合には融資をしないということを明確にすべき、あるいは、それだけでは実質的な効力を持たないので持たせるべきではないか、こういった点がコメントとして寄せられておりました。これを少し、私どもの実際のプロセス、チャートを使いまして、どのようなことを考えているかを説明させていただこうと思います。

真ん中に融資契約の締結というのがございます。ここまでが融資締結前のプロセスで、それ以降は締結後という

ところで、ちょっと意味合いが違うものですからあえて二つに分けて考えておりますが、コンセプトは共通でございます。

融資契約締結前でございますけれども、私どもは環境レビューを行うわけでございます。スクリーニング以外にも環境レビューが必要だというケースにはレビューを行うわけでございますが、問題がある場合、問題ない場合がございます。問題なしといってもいくつかモニタリング等の必然性がございますので、当然なんらかの形で契約に反映させる必要がございます。仮に環境レビューの結果、こうこうこういう点について問題があるので改善が必要じゃないか、というような結果が出た場合、私どもは事業実施主体、場合によっては現地の政府のケースもございまして、そういった相手に対して働きかけを行うわけでございます。その働きかけの結果、なんらかの対応、対策がとられ、環境に対する影響が十分な環境社会配慮が行われるということであれば、それも一つのコンディションとして契約上に取り入れるということになるかと思っております。そういったことがすべて入った場合には、私どもとしては融資を行うという決定を行って、融資契約の締結を行うわけでございます。ただ、働きかけを行った結果、どうしてもそういった私どもの働きかけが受け入れられないというようなケースにおきましては、私どもとしては融資を行わないということになります。

今度は融資契約締結後でございますが、モニタリングを私どもは行います。モニタリングを行って、当初の計画どおりであり、かつ、その結果も現地の基準、国際的な基準と参照しても問題ないということであればそれで結構なのですが、当初予定していなかったようなことが起きてしまっていて、環境面で問題を発生させる可能性があるといったようなケースに、それがモニタリングの際に確認された場合には改善の要求をするということになります。この改善の要求をし、いろいろ話し合っても十分な改善策が講じられなかった場合には、私どもとしては貸し出しの停止を行うというようなことを検討する、これが私どもの流れでございます。

環境配慮確認は、確認だけでとどまっているのではないかとご意見もあったのですが、これを見ていただければお分かりになるように、それは契約上に反映され、あるいはそれに基づき実行してもらって、環境レビューの結果、十分なものでなければ融資をしないというようなことをやる予定でございまして、その点については十分ガイドライン上確保されていると思っております。

それから、審査の迅速化ということです。今お分かりのように、私どもはこのガイドラインに従い、かなり長いプロセスで、時間をかけて環境社会配慮確認を行っていくわけでございますが、もう一つのコメントとしては、効率的な環境社会配慮を行うためには、適切かつ効率的に行わなければならないのではないかと。環境配慮確認をするなどという話ではないけれども、それをできるだけ効率的にしてくれ、というご意見をいただいております。私どもとして今、なんとかそれは工夫して、工夫によって解決していかなければいけないということだと思っております。ここでは5点ほど私どもの工夫の事例を挙げさせていただいております。

スクリーニングフォームの活用。スクリーニングのプロセスをできるだけうまく使っていきましょう。スクリーニングフォームのチェックリスト等を事前に公開し、どういうことを私どもが求めているのかというものを、事前にできるだけ事業者の方に理解してもらおうということ。それからまた協融先、協調融資を行う先、輸出信用機関、こういったところと一緒に融資をするようなケースであれば、できるだけ頻りに情報交換を行うなり、意見交換を行うなりし、情報の共有とともに環境社会配慮のプロセスを短くしたいと考えております。

また、外部専門家をできるだけ多く効率的に活用する、こういったことも考えております。それからモニタリングでございますね、これにつきましてもできるだけ効率的に行っていきたいというようなことで、審査のプロセスにつきましては、できるだけ効率的、かつ適切に行っていきたいと考えております。

それからもう一つ、かなり具体的にコメントをいただいている点でございますが、輸出金融の場合、NEXIさんと一緒にプロジェクトを支援していくことになるわけでございますが、NEXIさんの環境ガイドライン、こちらのほうと協調するにあたってこれもできるだけ効率的にやってほしい、というご要望を寄せられております。現在考えておりますのは、スクリーニングフォーム、チェックリスト、これを共通化しましょう、得た情報は共用していきましょう、現地実査を行う場合には共同実施するという、またお互いいろいろ分析し環境レビューを行うわけでございますけれども、その結果につきまして意見交換をする、こういった工夫をしたいと思っております。これによって、できるだけ重複した環境配慮確認を行うことを避け、(輸出者)日本企業の、あるいは受入側であります事業実施主体、借入国政府と、様々な方々の負担を減らしたいと考えております。

質疑応答

(参加者)

1点だけ。10ページのいちばん最後の部分、環境に望ましくない影響が及ぶことが融資実施後に明らかになった場合、本行は融資契約に基づき云々かんぬん、というところですが、融資条件を満たしていないということが分かった場合改善を求められるということですが、その場合、どの程度の猶予期間があって、またどのようにご判断されるのか、というのを伺いたいと思います。

といいますのは、OOFの案件なのですが、フィリピンのサンロケ・ダムの中で、現地の先住民族のリーダーのジョアン・カーリングさんがこの前来日されたのですが、そのときに会って話をしたのですが、融資の条件である、移転住民のサステナブルな生計手段の確保というのがまだに確保されていない。ジョアンさんは、「J BICのミッションはどこを見ているのだ」とちょっと怒ってたのですけれども、そういったこともありまして、サンロケ・ダムはもう工事が90%ぐらい終わってまして、このまま改善をするだとかしないだとか、いろいろ時間をくっている間に結局事業は

完成してしまうというか、そういうことになってしまうのではないかと非常に危惧をしているのですけれども、そういった具体例からもいろいろお伺いしたいと思います。

(本郷課長)

今のご質問の、どの程度の猶予期間ということなのですかけれども、これにつきましては、残念ながら一般論として申し上げることは非常に困難だと思います。その中身、そのプロジェクトの状況、そのプロジェクトの問題となっている点、それ次第というところがあるかと思えます。なかなか具体例はすぐには思い付きませんが、今直ちにアクションをとらないと、ほんとに直ちに問題になるというケースであれば当然そのときにアクションをとらなければまずいということが言えると思えますけれども、それがある程度時間をかけることが可能、もちろんある程度といっても5年、6年とかいうタームというのはあり得ないわけですが、1、2ヶ月あるいは半年ぐらいのタームで物事を考えていって大丈夫なものであれば、その程度は猶予期間になるだろうと思えます。ただ猶予期間といっても、それは結果が出るまでの猶予期間であろうとは考えております。

ということは、猶予期間とはいえなんらかのアクションを、改善のためのアクションはとっていただいているものと理解しております。

(参会者)

具体例ということと言えますけれども、ぼくは現地調査に行ったのは1年前のことなのですが、1年前も同じようなことを現地の住民は訴えているんですね。ぼくが現地調査に行く前にFOEジャパンさんが現地調査を行っていたのですが、そのときもやはり同じような問題が。ですから、かれこれ2年、3年近く同じようなことがずっと言われているわけですし、今おっしゃったのは半年ぐらいと言っていましたけれども、これについてはどのようにお考えなのか、あとそういった場合に、いったん事業を停止、完全に停止するというわけではなくて、融資をストップするというのもまた必要なのではないかと思うのですけれども、一時保留ということですね、そういったことについてはどうお考えなのかをお伺いしたいと思います。

(本郷課長)

この場合、どちらかといいますとガイドラインに関して議論をさせていただこうと思ひまして、そのサンロケのケースについてだけをお答えする場ではないという理解でございますけれども、少しだけ触れますと、サンロケにつきましても、事態が改善してないということですが、それは実際はそうではなくて、少しずつ中身は変わってきているというふうに理解しております。一般論として融資をストップすることはある得るかとの質問につきましては、キャンセルとストップとは意味は違いますが、それは一般論としてあり得ると思ひます。

遵守の確保

(本郷課長)

遵守の確保でございます。ここは異議申立てにかかる、本行ガイドラインに新しいガイドラインを制定して以降、ガイドラインが遵守されていないのではないかという異議申立て、それをどのように受け付け、そういった問題があった場合解決していくか、という点だと思います。

これにつきましては、現在考えている内容は次のとおりでございます。具体的な仕組みについて私どもは検討を開始したいと思っております。本行主催で、できるだけ開かれた、またできるだけ高い透明性を持ったプロセスで、どのような仕組みが適切か考えていきたいと考えております。メンバーといたしましては、学識経験者、NGO、産業界の皆様、それから政府、国会議員の皆様、それ以外の一般の方でも関心のある方、皆様方の参加を期待したいと思っております。議論の方向といたしましては、疑義に対してまじめに答えてください、真摯に対応してくださいよ、という点、また一方では無用な遅延を起こしてはいいけない、こういったご意見もあります。様々な角度から検討していく必要があると考えております。タイミングについても、来年度できるだけ早期に立ち上げたいというふうに考えております。

(入柿課長)

異議申立ての仕組みにつきましてはガイドライン上はあまり詳しく書いておりませんが、来年度早々にも検討の場を設けて、また皆様方からのご意見を伺いながら進めていきたいということでもあります。

質疑応答

(参加者B)

ガイドラインの運用状況、たぶん5年以内に見直すということで、この間必要な改善も行っていくというふうに回答をいただいておりますが、具体的にどのような形で、新しい部署ができるのか、あるいはどこかの機関が担当されるのか、どんな形でガイドラインの運用を見ていかれるのかということに関しては、JBIC内部の話ですね、JBIC内部の中のどこで、この運用あるいは見直しのことを検討されているのか、そのことを、もしもう検討されているのであれば伺いたいのですけれども。

(入柿課長)

ガイドラインにつきましては、これまでも同様ですけれども、主管部はそれぞれの金融業務、開発業務という業務がありまして、そこが基本的に制定することになっております。実際の運用は、そのガイドラインに従いまして環境社会開発室が、4月から名前を変える予定でございますが、その環境社会開発室が運用していくことになります。

具体的な審査の方法等でございますけれども、まずは融資を担当する各々が1次審査をいたしまして、それに対して環境室が2次審査を行っていくということになっております。環境については、基本的には環境社会開発室のほうで所見等をとりまとめていく形になっておりまして、その限りでは、それぞれの責任の範囲内で異議申立てに対する対応もさせていただくということになります。運用状況については、それぞれ関係各部署で常時モニタリングをしていくということになるということでございます。

運用と見直し

(本郷課長)

この点につきましてはやはりいちばん大きなポイントは、経過措置期間でございました。経過措置というのは確かにテクニカルな準備期間と周知期間ということで、必要だ、というのは皆様ご理解をいただいておりますけれども、では具体的にどれだけの期間が必要かという点についてはいろいろなお意見がございました。私どもはできるだけ早く完全実施ということを考えているわけでございますけれども、いろいろな周辺の、実際のプロジェクトのサイクル、こういったものを考えるとある程度必要だということで、これは次のページをご覧くださいなのですが、2段階の実施というもので現在考えております。

まず、最初は制定でございますけれども、来年度早々に、すなわち4月1日に制定する。今年度中にすべてを終えて、制定は4月1日ということを考えているわけでございます。平成14年度中、できるだけ早期に、私どもとしてはこのガイドラインの中でできることを、できるだけ多くのことを実施していきたいと考えております。具体的に今イメージとして持っておりますのは、新しいスクリーニングフォーム、チェックリスト、これを使っていくということ、これが第1点でございます。

それからカテゴリー分類でございます。A、B、C、F I、この四つのカテゴリー分類の適用、これも早い時期から可能であると考えております。また、カテゴリー分類の結果の公開、先ほどホームページで公開いたしますと申し上げました公開でございます、これについてもできるだけ早い時期からやっていきたいと考えております。またカテゴリー分類に基づいた環境レビュー結果の公開、これもできるだけ早くやりたいということで、この4点については私どもとしては早い時期に、平成14年度中、来年度中の中でできるだけ早いタイミングでやっていきたいというふうに考えております。

ただ、もう一方で、プロジェクトを実施するにあたってはその準備期間というものもございます。私どものこの新しいガイドラインでは、例えば情報公開だとか、現地ですできるだけ情報公開をしてくださいます、あるいは環境配慮を行うにあたってはこうこうこういう項目についても見てくださいます、こういったことを求めているわけございまして、そういったものを実施するためには、着実に行うためには、やはり周知期間というのが必要だということで、完全実施という点では平成15年の10月1日、1年半後でございますけれども、今、私どもとしては考えてございます。

実際、プロジェクトのサイクルについて、分かりにくいと思いますので、ここで事例をあげて説明させていただこうと思います。かなり多様なプロジェクトに対しまして私どもは融資をしておりますので、なかなかこのような形、典型的な形にはならないのですけれども、できるだけ標準的なケースで、皆様に分かりやすいようになりかなり端折った形で事例として書いてみました。

まず、プロジェクトの準備ということでございますけれども、いちばん左側の上のところでございます。案件の準備でございます。どんなプロジェクトをどこに立地させるかとか、そういった点から始まるわけでございますけれども、この段階で環境社会配慮の必要となる項目、こういった点についてどう対処するかということが含まれると思いますか、これをどういうふうに盛り込んでいけるかが検討されるわけでございます。それがある程度めどがついたところで、プロジェクト自身のフィージビリティ・スタディが行われる。また同時並行的に環境影響についての準備がなされるわけでございます。環境影響に関する準備といたしましては、ここでは典型的なケースとして三つのフェーズに分けております。第1のフェーズがスコーピング、第2が環境影響評価書作成、第3が現地環境当局による承認、この三つのブ

プロセスでございます。情報公開コンサルテーションというのはスコーピング、承認プロセス、両方行われるということをご想定してございます。

ここまでで、例えば案件準備、これもかなり大胆な言い方で、例えば案件準備に4～6ヶ月と書いてございますが、もちろんこれは短いのもあればこれ以上もっと長い、場合によっては数年単位かかるものもございますけれども、私どもも承知しているところで、ラフに考えますと4～6ヶ月ぐらいいかかるであろうと考えております。それからスコーピングフェーズが2～3ヶ月、環境影響評価書作成が4ないし6ヶ月ぐらい。このところが正しいにしてももっと長いケースが多いのではないかと、海外のプロジェクトの場合長いケースが多いのではないかと、というふうに考えております。それから、現地政府の承認プロセス、だいたいこれが4～6ヶ月ぐらいということございまして、だいたいここまで、平均しますとだいたい18ヶ月ぐらいかなと思っております。これでプロジェクトがだいたい固まるわけでございますけれども、例えば私どもの輸出金融等であれば、この後に入札のプロセスがございます。ここではかなり短めに6～12ヶ月と書いてありますが、もっと長いケースもございます。また、円借款の場合でありますと、借款の要請の検討にある程度時間がかかります。というのは、借款の要請というのは、いろいろなケースがございますけれども、典型的なケースであれば1年に1回ということですので、そのサイクルというのも勘案する必要があると思います。そうしますと、融資の要請を受けるまでというのは、平均すれば24ヶ月ぐらい、2年ぐらいいかかってしまうというような状況でございます。

このように、私どもとしてはできるだけ早く完全実施をしたいのですけれども、準備期間を含めると相当な時間がかかるということで、先ほどのシートにもありましたように、2段階で、できることは早くやっていく。ただやはり準備期間のあるところは、無理はできないといいますが、不可能なところもございまして、それについてはある一定の時間をいただければ、ご理解いただければと考えております。

質疑応答

(参加者F)

経過期間の1年半ということなのですけれども、4月1日にできて、それから先に1年半というのがいいのかどうかということなのですが、いいものはなるべく早く、ぜひいろいろな形で工夫をして、できればもっと早く、例えば1年という形でもやっていただければと考えております。例えば、実際にプロジェクトの案件準備を行っているというのは、今までも同じような形で環境について十分やってきていると思っておりますので、その範囲の中でうまくやっていけば、若干この経過期間というのを短くすることも可能なのではないかと、そのへんの工夫も含めてご検討いただければありがたいなと思っております。

(参加者J)

今、できるだけ早くというのも非常に大切なことだと思うのですが、もう一つ、逆の意味で、きちっと時間をとって、確かめるところは確かめるといって姿勢も堅持していただきたいと思います。要するに、やたらと環境のこの分野だけが非常に力を注がざるを得ないように追い込まれているように見えるわけですが、実際に国際協力銀行さんの業務量からすると、世銀の1人当たりの業務量のくらべると10倍ぐらいいやっていると思うんですね。環境ばかりやって、本来ほかのところもしっかりやらしてもらわなきゃいけないと思いますので、それはきょうのご答弁を聞いていますと非常に自信を持ってやっておられるやに受け取るのですが、できないことはできない、できることはできる、そういう姿勢が、結局はそれがいい結果を残すことだと思いますので、そのへんだけは堅持してやっていただきたいと思います。

(参加者A)

私も18ヶ月というのは長いと。このガイドライン制定については、JBICもそれなりにいいプロセスでできた、内容的にもいいものができた、と。しかし実施は1年半後だ、と。この間にその仕組みがまだ整備されていないがために何か問題が起きれば、やはりそこでまた余計なコストをかけると思うわけですね。今のコストの話ではないですが、例えば具体名をあげて恐縮ですが、ケニアのソドゥ・ミリウがもめているために、いったいいくら今JBICがコストをかけているのか、ということを考えれば、できるだけ早く新しい仕組みでしっかりしたものだけが融資の対象になるということは、コスト削減という意味からも非常に重要なことではないかと思っているわけですね。

これを拝見させていただきますと、今までの議論とはちょっと違うなと思っております。何が違うかといいますと、今まで猶予期間を設けるのには、年次供与とか相手国政府の準備が必要であるということがいちばん重要なポイントだった。相手国政府の理解を得るとか、そのために時間が必要なんだということ、これまで環境社会開発室のほうでも主張なさってきた。そこについては「JBICとしても納得していきます」というふうにおっしゃってきただけですね。ところがこれを拝見すると、つまり、このガイドラインが4月1日にできるより前に仕込まれていたプロジェクトは対象から除きたいです、ということをおっしゃっているように思えるわけですね。これは今までも、試行までの期間を置くということの理由がちょっと違うのではないかと思うわけですね。今までのように、政府のほうの年次供与と国とかがありますから、仕組み上どうしても難しいものについて相手国政府の理解を得るといふのであれば議論になったと思いますが、国金等業務の場合はその部分がないわけですからすんなりできてしまうのではないのでしょうか、というような議論をしたわけですが、これを見ると国金も海外経済協力等の業務もともに、4月1日以降仕込まれたものがこの新し

いガイドラインの適用になる、というふうになってしまうわけですね。そのあたりについてはちょっと考え方が今までと違うのではないかと、というふうには私は思っているのですが、いかがでしょうか。

(本郷課長)

私どもの2段階実施というところでご注目いただきたいのですが、環境レビュー結果というものも公開となるのですが、環境のレビューをするということは、実際十分な環境諸配慮がなされているかということをおもひは確認していただくわけでございます。すべてのプロジェクトを完全実施まで、中身の点について何も見ないというつもりではございません。私どもとしては、現在のガイドラインにおいても、現在のガイドラインに書いてないからといって、それ以外のことをやっていないという話ではなくて、そのガイドラインを参照しつつ、それ以上に慎重に見てきたつもりでございます。新しいガイドラインにおいても、4月1日制定するわけでございますので、一部実施の部分と完全実施と2段階に分かれておりますけれども、できることは、あるいは自分たちが必要だと思うことは、当然のことながら前倒しに、当然のことながらそのとおりにやっていきたいと考えております。

(参加者A)

この点は、私もちょっと粘りたいところなんですけど、例えば一部実施というの。これは今までもおっしゃっていたし、我々もそれはやむを得ないと議論していたと思うんです。しかしながら、私が意外だったのは、1から4の具体的なこういう点について実施すると。私がイメージしているのは、これプラス基本的になるべくであれば、これが適用される、これを推奨するというようなことをもう少し実施をする。

例えばやはり先ほどの例で恐縮ですが、こちらのジャーナリストの方がおっしゃったサンロケのケースもコストがかかっていくわけです。なぜコストがかかるかというと、事ほどさように地域住民への説明・理解が足りない、そこでの情報公開が足りない、そこでの協議が足りないということは、J B I Cのコストを上げている最大の要因ではないかと思えます。これは今、水面下で動いているプロジェクトの中にもそういうものがあるわけです。それを、この四つのところを部分実施したから防げるかといえば、私は違うのではないかと考えている次第です。

ですから、こういうできる項目からやるのではなくて、全体の内容を通じて、できるだけこれを実施していく。しかし、いろいろな面で実施できないものがある。むしろ実施できないものは例外であり、それは理由が必要だと。この案件については、この部分は新ガイドラインは適用できないというのは、この案件については、こうこうだからだと。むしろ適用できない側には理由が必要だと思うわけです。ですから、私とすれば、暫時実施していくことはやむを得ないとしても、その方法については、もう少し別の方法を考えるべきではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。

(本郷課長)

ご意見と私どもの説明は大きな差はないと思っております。この制定、実施、そういう表現をとるとこういうふうになりますけど、私どもとしては、原則でもこれでやろうと。ただできないところもあるというのはやむを得ないのかと。もし、ご指摘がそういう点であれば、全く同じだと思っております。

(参加者A)

だとすれば、それは明記していただきたい。これはどこにも書いてないわけです。書いてないと、そこを今後指摘するといっても、なかなか難しいわけです。特にこうやって一部実施で具体的に4項目挙げられてしまうと、これ以外は何となく新しいガイドラインは来年の10月まで待てばいいのではないかと感じてしまうわけです。そこは具体的に、やはりJ B I Cの意思として、でき得る限りこのガイドラインを適用していきますと。できないものについてはできない理由を明示しながら、なお改善をしていくというポイントが必要かと思えますし、繰り返し言わせていただきますと、やはり現地での情報の公開とか、それに基づいた住民の理解、協議がいちばん実施が難しく、かつ最も重要な点だと思えますので、そこについては私は努力目標の中でも、最も高い努力目標として明示していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(本郷課長)

おっしゃるとおりでございますし、もし改めて書くとすれば同じように書くと思えます。よろしいでしょうか。

(参加者A)

それは、パブリックの場でそのように約束していただいたということで、よろしいわけですね。

(本郷課長)

私どもの考えはそういうことだということですが、約束するとかしないとか、そういう場ではないと思います。

(参加者G)

今の議論は、私としてはできるだけ早く全面的に施行していただきたいと思いますが、1年半にしなければいけないというご説明があまり理解しにくいといいますが、1年でもできそうな感じもしますし、そのへんがどうもはっきりしないので、このガイドラインの案の11ページの最終案です。これの8番。ガイドラインの適用、及び見直しのところがいちばん最後のところで、「本ガイドラインは平成15年10月1日より施行し、本ガイドライン云々」とあります。だから10月1日に全面施行ということですが、これを見ると全面施行が10月1日で、それまでに今、おっしゃったような経過措置をやられるということ、ここに書いてございますように、もうちょっと早い段階でできるような形に、私は表現していただきたいと。

先ほど、1年ぐらいできないかというお話もありましたので、例えば10月1日までは全面施行するとか、そんな表現です。今おっしゃったような姿勢が分かります。ここの書き方だと、ちょっとそのへんが見えないかと思いますが、いかがでしょうか。

(森課長)

1年なのか、1年半なのかということは、キメの問題だと思うんですが、基本的な考え方としては当然のことながら、ガイドラインが策定されたい開発途上国政府とか事業者の方に説明会をして、我々としてはこういうことを1年半後を目標にやっていきたいと話をし、ただ、経過期間中もなるべくそういう方向で対応してくださいということの説明、理解を求めてゆくつもりです。

そうではあるんですが、じゃ、期間をどう決めるかという考え方としては、我々がこれから全面施行しますといったときに、基本的にはそこから先は容赦なしということになるわけですから、それに向けてプロジェクトを事前に準備してもらうことが前提となります。従って、今年4月1日から準備するプロジェクトについて、ちゃんと新環境ガイドラインに沿ってEIA等ができ、本行に要請できるようにするにはどれぐらいの期間がかかるかと積み上げていったものが先ほどご説明した内容であり、それをベースとすれば1年半ぐらいが必要だと考えました。

一方で、その1年半の間について何もしないかというそうではなくて、4月1日以降、早急にガイドラインの内容について事業者、実施機関の方に説明をして、完全実施はその1年半後ですが、その間に融資要請いただくものについては可能な限りこれを満たすように努力してくださいといった働きかけを我々として積極的にやってゆこうと考えています。

(参加者C)

経過措置ですが、もともと前回までのお話では、2年間というお話も聞いてたんですが、これがなぜ1年半になったのかということ。その理由をご説明していただきたいのと、あと経過期間中は現行のガイドラインと並行して走る形になるので、もちろん新しいガイドラインの内容の一部取り入れて実施することについてはやぶさかではございませんし、反対するものではありませんが、やはりできるだけとか、努力目標というのは非常に曖昧で、逆に現場が混乱する。実際にやる人間は混乱することにもなりかねないので、そこは限定列挙して、これとこれについては一部実施するという形で、はっきりと明記していただきたいと思います。

(森課長)

最初の点ですが、前回の円借款のガイドラインでは施行期間を2年としておまして、これは当時ガイドラインではカテゴリーAに関するプロジェクトについては、環境アセスメント報告書を必ず事前に提出することというのを新しく義務づけました。それまではアセスメント報告書がなくても、私どもは審査したわけです。それだと、いろいろと審査した後も問題が出てくる可能性もあるということから、ちゃんと審査の前にはそういうものを作成し本行に提出してもらうことを徹底することにしました。

これは制度の問題が絡みました。環境アセスメント制度(EIA制度)を導入していない国も当時多く、EIAをやれと言われてもすぐにはできないといった国がありました。EIA制度をつくり上げていくと同時に、個別のプロジェクトについて環境影響評価を実施しなければならないが、具体的にどのようにやってゆけばよいのかわからない国もあり、ある程度本行がEIAの実施支援をする必要があるものもありました。そうすると、ガイドラインの周知・理解のための期間の他に、フィジビリティ・スタディとEIAの実施で1年、かつ制度も絡みますので合計2年ぐらい猶予期間は必要であろうと当時考えておりました。

今回、この新ガイドライン案を途上国政府のほうにも説明に行きました。そうしたところ、EIA制度はだいたい国で導入されてきており、情報公開もある程度進んできているところが多いことがわかりました。そもそもEIA報告書の提出の義務づけは前からやっていますから、そんなに大きな変更は必要とならない国もある。ただ、新ガイドライン案

で要求しているEIAの公開につきましては、大きな問題はないけども、例えば本行が考えるカテゴリAの範囲というのと、その国におけるEIAを必要とする範囲というのは必ずしも一致しないところがあるとか、あるいは中央政府は理解するものの地方、あるいは実施機関が理解し実行してもらわないといけないといったところで、少し時間がかかるといったコメントもございました。これらを踏まえていくと、2年までは要らないが、これから新規に計画するプロジェクトの準備期間を考えると1年半ぐらいが妥当ではないかと考えました。

(参加者A)

もう一つ質問ですが、11ページの案文のほうです。実質的な融資要請。確か質問でも何回か投げかけているんですが、私が見たところ、いただいた資料にはなかったんですが、この実質的な融資要請というのが何を指すのかというのを、もう1度明確にご説明いただけますか。

(本郷課長)

これは書類上の話で、いろいろな形式があり得るということで、まさに融資要請ですが、例えば一つの融資要請書とかで明確に分かっていられないのですが、そうではない、いろいろなケースがあり得ると。もう少し多様な様式での要請があり得るということですから、それを読み込むために実質的な融資要請ということで、「実質的な」という言葉をつけています。

(参加者A)

この部分は適用のタイミングを明記している部分ですので、そこはいろいろなパターンがあるのであれば、そのパターンを具体的に示していただかないと、実はあれをもって融資を申請していたみたいなのを、要らぬ嫌疑をかけられるのは本郷課長の最もよしとしないところでしょうから、そこは明記していただきたい。幾らいろいろなパターンがあるとはいえ、そのパターンを明記していただければと思います。

(森課長)

それはFAQの中で工夫します。

(参加者B)

確認ですが、前におうかがいしたような気もするんですが、実質的な融資要請ですが、要するにJBICさんの側で例えば駆け込みで申請だけしてしまって、実際には調査が終わってないとか、そういうことはもちろんないということですか。それだけ確認したいんです。つまり実質的に環境の影響を判断する情報が全部そろったようなものに関してはということをお考えなんでしょうか。

(本郷課長)

金融種類等によって、その書類の名前等も違います。そういった点について今後一つひとつ調べて、できるだけ分かりやすく書こうと思います。後から遡って、あのときがどうのこうのということはお意図しておりません。

第2部

(本郷課長)

第2部でございます。第2部の中でも、コモンアプローチと同じにするほうがいい、情報公開はどうするんだと、等のコメントがありました。第2部というのは事業者をお願いしたい内容が入っているものですから、その事業者サイドでの公開の話とか、あるいは事業者サイドでのステークホルダーの話、いろいろございます。

一つここで重要な点としましては、解説書でございます。こういったものを作るべきではないかというご意見がございます。また、きょうの議論でもFAQについて質問がたくさん出ておりますので、具体的にどんなイメージのものなのか、ここで改めて説明させていただければと思います。最初のところで、またウェブサイトのイメージを準備してございますけれども、まずホームページから環境問題の取り組み、環境ガイドラインとつないでいきますと、環境ガイドラインが一つにありまして、それから、いわば解説書に当たるという意味でよくあるご質問、FAQを準備させていただこうと思っております。

ここで、先ほどの方のご質問に答える形になりますが、よくあるご質問というのは、一般的な質問ということでとらえてあります。そういう意味で、ここは参照と言わざるを得ないものだと思います。ただ、参照して、一旦環境レビュー結果を行いその結果を契約上反映させた場合には、それは極めて高い拘束力を持つと考えていただければよいと思います。

具体的なFAQのイメージですが、また説明させていただきます。

(森課長)

今回お配りした「コメントに対するJBIICの考え方」という紙ですが、これも我々の考え方を示したものであって、またその中には運用上どうやるのかということも記述してありまして、これも一つのFAQというイメージで考えています。これは基本的には外部に出していくもので、我々としてガイドラインを運用していくときに、どういうところが分かりづらいかとか、気をつけていくべきかというのをなるべく経験を積み重ねながら、こういったQ&Aというのを増やしてゆこうと考えております。

例えばガイドラインの中で、「外部専門家の意見を必要に応じて活用する」とありますが、どういうときに活用するんですかということがあるかと思えます。これは例えば先住民族の住民移転等があったときに、同民族の専門家に文化社会的に望ましい移転の在り方に関するアドバイスを求める。あるいは事業地域のところに貴重な湿地帯があるといった場合には、そういった湿地帯の生態系の専門家に意見を求める。この場合の専門家というのは、必ずしも日本の専門家に限らず、現地の方、特に民族関係というのは現地の専門家が必要ですので、現地の専門家をなるべく活用するというようなことも、たぶん入ってくるのではないかと思います。

次にスクリーニングのカテゴリー変更。さきほど質問がありました。これは当初Bと思っていたところが、現地へ行ってみて貴重な生物がいることがわかりAに変更する。逆のケースとしては、Aと想定される、あるいはBかもしれないけど、安全を見てとりあえずAにしておく。そのうえで現地へ行って見てみたら、やはりBでよかったというケースもありまして、そういうこともFAQの中に含めていくことが考えられます。

次に第三者から指摘があった場合、必要に応じて借入人を通じ、プロジェクト実施主体による適切な対応を促すとあるが、具体的にどのような場合に対応を促すのかといった質問です。例えば第三者から工事中に濁水が周辺に出ているという指摘があった場合、その情報が事実かどうか確認をした上で、借入人を通して、事業実施主体者にその濁水に対応する、例えば沈殿池を設置するという対応をしたらどうかといったことを働きかけてゆく。

あるいは住民移転に関して、第三者から、移転した後に住んでいる人の生活状況が悪くなっているという指摘があるといった場合ですが、それも我々として例えば現地へ行き、確かにそうだとすることであれば、借入人を通じて事業実施主体者び適切な対応をしてもらうように働きかける。

このように、外部のかたからの問合せ、あるいは我々、審査やっていく段階で、こういう場合はどうしたらいいのかといったことをFAQの中でまとめていく。これを幾つか積み重ねていく。そしてFAQを対外的にも出していくことで事業者から見ても、こういうことを気をつけないといけないということがより分かりやすくなるようなものにしていくというイメージです。

FAQの位置づけですが、本郷のほうからも説明がありましたように、基本的には良い事例、あるいは悪い事例の積み重ねという意味で、参照とする対象と考えています。ただ、ものによっては事例を積み重ねていくと、それがひとつの我々の判断基準のツールになると考えられます。例えばさきほど申し上げた不法住民の扱いですが、不法住民というのは法律的に認められなくて、そこに勝手に住んでいるんだから住民移転としては配慮しなくてもいいではないかという国もあるのですが、それについては過去の事例を積み重ねていきますと、なかなかそういうわけにもいかないということで、同じ国で世銀がやっている場合は、それをなるべく参照して、それに近づけるという方法をとる場合がありますが、そういった事例が多数でくるようであればFAQにまとめ、それがひとつの我々の判断基準のツールになると思えます。

一方、このガイドラインとはを別に住民移転や社会配慮等その他のガイドラインを作るかどうかについては、今は申し上げられませんが、世銀等と異なり限られた人材のもとでより効率的、効果的に様々な側面をレビューする方法として、ガイドラインを多数つくるのが良いのか、ひとつのガイドラインに可能な限り多くの事項を採り入れるのがよいのか、そこは経験も積み重ねつつ、他機関の教訓も踏まえつつ検討する必要があると思います。

質疑応答

(参加者D)

それでは第2部ですが、ガイドライン案の15ページに環境アセスメント報告書が取り上げられておりまして、アセスメントの地域住民に対する公開、それからコピーの取得のところが認められていることが要求される。上と下は「～ねばならない」と書いてあるんですが、ここだけ要求されるというのは強いのか弱いのか、日本語を読むだけではよく分からないものですから、ここはきちっと、これをやらなければいけないということが分かるような表記にしたいと思っています。

パブリックコメントの33ページにEIAの公開については、法制上認められていない国もあるからというご意見もあったようでございますが、チュニジア、モンゴル、ベトナム、何だかんだという国が指摘されていて、先週からそうした国の大使にお目にかかって、いろいろ話をしますと、円借款のことでこういう要求が出るという話をすると、それは至急対応するように本国に言わねばいけませんと、非常にフレキシブルでいてくださいます。

おそらく外務省が一生懸命ここを建前にして頑張るのは、もう中国なんです。ですから、これは原則と例外の問題で、原則的に日本の円借款というのはきちっとこういうことをやって、納税者に対して環境社会配慮をやってますと。あなたの税金で現地でおかしなことはないですということを明らかにする。これを原則とする。そして例外として、外

交上の問題で中国はこの規定が適用されないという国名をきちっとここで明記をして、中国の場合には外交上の問題でこういうことができないから、ここについては別枠でやってくださいと。

それは国会が議論をするなり、外務省がもう少し情報公開を明確にきちっとやるなり、さらなる網をかけて、例外だからといって甘くないということ、きちっとはっきりさせていく必要があると思うんですが、原則は原則であり、例外はあり得ると思います、原則と例外をずぶずぶにして、甘いほうに文章を当てはめると、何が原則で何が例外なのかというのが外から見えなくなってしまう恐れがありますので、ここは原則をきちんともんべんなく当てはめると。

さらに外交上の問題という話が外務省から出るならば、それは例外としてきちっと、そういうことを、この国に関しては、こういうこととということを明示して網をさらにかけてやる。そこをはっきりしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(山田課長)

ご指摘どうもありがとうございました。この点ですが、確かに3番目のボツのところが「要求される」ということで、「～ねばならない」という書き方とは違うことは確かです。ただ、英文のほうも見ていただければと思いますが、英文で“ It is required ”という表現を使っています、私どもとしては原則、そうあるべきだと考えています。

それからここにつきましては、当該国の情報公開の制度とかかわるもので、とりあえず私どもの年次供与国14カ国について情報公開の制度を調べております。その結果、現在までのところ情報公開を禁じるような規定がある国はございませんので、先ほどご指摘のあった途上国側として、そういう形で対応ができる部分ではないかと現在考えております。いずれにしても、もう少し私どものほうでも調べまして、なるべく今のご指摘を踏まえたような形でできればと思っています。

(参加者A)

今の点ですが、J B I Cの見解をうかがっておきたいのですが、「原則とする」となっているわけですが、その原則というのには、今、お話があったような点を加味しながら検討されているのか、そうではないのか、そのあたりについて実際J B I Cの中での原則ということに対しての議論について、ご説明いただければと思います。

(山田課長)

原則というのは、いちばん上のところで「以下を原則とする」ということで、我々としては、特別例外を想定しているわけではないということです。なるべく、この方向でいきたく、特に円借款の場合は借入国が国の政府ですので、主権を持った政府である以上、その国の法制度なり、そういったものをしっかり調べているところです。

繰り返しになりますが、今のところ、この原則を曲げるような例外的な事項は、見つかっておりません。今後まだ検討しないといけないところはありますが、とりあえず原則は原則で例外を考えずにいきたいとは考えています。

(森課長)

今に追加させていただきたいんですが、これはA種ということですが、例えばダムプロジェクトとか、大規模なプロジェクトで環境に影響が大きいといったものは、これを原則として当然やるつもりであります。ただ一方で、そうでなくてもAになるようなプロジェクト、例えば工業団地の中に発電所をリハビリする。ただ、規模がすごく大きいとか、そういったことでAになるケースもあるわけです。その場合に同じようなアセスメントが必要かといったことがあると思うんです。環境に実質的に影響がないにもかかわらず、この要件を原則としてすべてやれというのも、一方で不合理ではないかといった気持ちもします。それは最終的に何でカテゴリー分けをするかというのは、環境への影響が実質的に大きいというのをどうやってコントロールしていくかというのが最終目的でありまして、あまり影響ないものを単に形式的にしばることによって案件が前に進まないということは考えものではないかといった、若干懸念があります。そこらへんもよく考えて、実際にこれを運用していくことを私としては考えていきたいと思っています。

(参加者K)

先ほど要求されるという点で英語を見ると、“ It is required ”と書かれているとおっしゃったんですが、こういうふうに日本語で曖昧なところを、じゃ、英語を見ましょうということになりますと、どちらの文章が優先されるんですか。

(山田課長)

あくまで、ここにつきましては、日本語で議論をさせていただいて、その上で適切な英語があれば、そういうふうになりたいとは考えております。我々としては先ほど「以下を原則とする」ということで、特段例外を想定したものではないと考えております。

(入柿課長)

まず、英語か日本語がどちらが整合かというのは、まだこれから議論しなければいけないんですが、今申し上げたかったことは、ここで議論しているのは日本語なので、まず日本語できちっとさせます。その上で英語もきちっと対応しますという趣旨でございます。

(参加者G)

今のご説明うかがっていると、結局3番目のポイントは「～ねばならない」という表現でもよろしいように思ったんです。特に「要求される」という表現に変える理由はないように思いますが、いかがでしょうか。

(本郷課長)

今の点、お答えいたします。ご指摘、原則と例外で整理すべきでしょうとのコメントと理解します。原則で整理すべきでしょうという方向で整理したいと思います。

(参加者B)

ちょっと話違うんですか、さっき森さんがおっしゃったことが気になって、もう少しそのへんをおうかがいしたいんですが、つまりカテゴリAでも、場合によってはレビューがそこまでフルにやらなくてもいいのではないかとことなんでしょうか。そのへん具体的にどういったことをお考えになっているのか。つまりこのガイドラインに書いてあるもので私たちは基本的に判断するわけですが、実際の運用に関してはケースバイケースだということになってしまうと。そのへんがなかなか外からは分からないものですから、もしかかそこで違った対応を考えられるということであればやはりそのへん、もう少しきちんと説明していただきたいと思います。

(森課長)

基本的には、この原則に従います。我々やっているプロジェクトの中で、大きな石炭火力プラントを改修し、これをガス化するというプロジェクトあります。このプロジェクトは周りに人が住んでいないような工業地区にあります。石炭からガスに転換することによって公害が抑えられるという効果もありますが、大きい発電所ということで、規模が大きいものですから、カテゴリ上はAになります。

新しいガイドラインでは、カテゴリA事業ではEIAプロセスでコンサルテーションが必要になります。またEIA報告書を公開する必要があります。しかし、周辺に人が住んでいないにもかかわらずコンサルテーションが必要なか、公害が抑えられる環境に良い事業なのにEIA報告書の公開が必要なのか、という意見が当該国政府から出されるケースがあります。実質的に環境や社会への悪影響が想定されないにもかかわらず、形式要件として求めることによってプロジェクトが前に進めないということについては慎重に対応すべきではないかと個人的には思います。

(入柿課長)

その点につきましては極めて例外的な場合もあるということで、我々として、この原則を適用しない、例外を認めることになりましたときには、なぜ例外としていいのかについては、我々のほうに説明責任が普段より重くかかると認識しておりますので、そこはそれぞれ節目節目の情報公開を通じて、私どもとして、なぜこれが例外扱いになるのかについて、十分説明責任を果たしていきたいと考えております。

(参加者B)

今の入柿さんのご説明でちょっと安心はしましたが、今のお話をうかがっていて、もし例えばカテゴリAの、カテゴリAのライゼーションに、もう少し見直すべきだというようなことがあるのであれば、そこはきちんと議論して、この中でもありましたが、例えば補修に関するものであれば別のカテゴリを設けるとか、そういうことをまた考えられ得るわけです。ですから、もしそうしたことで、ある程度経験蓄積された上で、そういう何か見直しが必要であるとかということがあれば、それはやはりきちんと規定を設けていくことが基本的には必要であろうかと思えます。個別のものに関しては、今おっしゃっていただいたように、きちんと説明していただくということで、ぜひ考えていただきたいと思えます。

(森課長)

申し上げたかったのは、例外がありうるという観点から一つの例を申し上げたということ、また、そういう例外があったときには環境レビュー結果を公開しますので、当然のことながらそれを説明する責任があり、例外とする理由等に

ついて当然説明することを考えております。

(参加者E)

先ほど議論があった、FAQの位置づけについてもう1回うかがいたいんですが、このガイドラインの本文の中で、さまざまところで、「場合によっては」であるとか、「適切な」、あるいは「J B I Cは何々することがある」という形での記述がありまして、これまでの多くの議論の中で、それはいったいどういう場合なんですか、どういときにJ B I Cはそうするんですか、あるいは「適切な」というのはどういうのですかというので、さまざまな形のお答えがあったと思うんです。それがたぶんFAQという形に反映させられていくものと理解しているんですが、後にJ B I Cのコンプライアンスを考えるメカニズムができたときに、この文章はどういうふうに扱われるのかというのが、私の質問です。

実際にガイドラインの曖昧な部分についての解釈がFAQという形で盛り込まれるのであれば、このFAQというものが、ある程度ガイドラインの一体のものとして、後で実際にJ B I Cがこのガイドラインに沿って活動したのかどうかを判断するときの目安になるものと理解するんですが、そういう解釈でよろしいのか。あるいはこれはあくまで外に対して説明するためのもので、本文、コンプライアンスの対象になるのはガイドラインの本文だけなのか、その点をお願いします。

(入柿課長)

そこは当然のことながら、我々のほうで出します法人文書、我々の組織として出す文書でございますので、それに我々は従うことは当然でございますので、もちろんガイドラインと軽重あるうと思ひますし、FAQの書きぶりを見ていただくと分かると思ひますが、「例えば」とか、そういう書きぶりがしてございます。ただ、それぞれについても、このケースと例示のケースとどう違うのかということについて、我々としてはきっちり説明責任を果たす用意がございまして、例えばこの場での我々の発言とか、ここできょうお見せしましたご意見に対する我々の考え方、さらにはそういうものをすべて、分かりやすくまとめましたFAQ、いずれも我々をしばるものであるとご理解いただいて結構です。

今後の予定

(参加者A)

お疲れさまでした。きょうの中でも何点が検討して見ますというのがあったと思うんですが、これから制定の目標である4月1日まで、どのようなスケジュールで、あときょうのこの議論というのが最終案というか、J B I Cのディジョン・メーカーにかけられる案文と、どのくらい関係してくるのか、そして今後2週間あまりのプロセスについて教えていただければと思います。

(入柿課長)

まず、きょう修文の方向で検討しますと申し上げた点が何点かあると思ひますけど、そのへんについてはきょうご意見をうかがったということで、内部で検討させていただきたいと思ひております。それから具体的な進め方ですけれども、こういう形でパブリック・コンサルテーション・フォーラム。もしご要望があれば、もう1回開いてもいいですが、本日ご意見がどうも出尽くしたようでございますので、そうであれば、こういう形式にするのは、これを最後にするか、もしくは、この場で強い要望等ございましたら、もう1回開催しても結構でございます。いずれにしても、こういう形をとって、その後内部で検討いたしまして、関係方面と議論させていただきつつ、内部で最終的な決裁をあげたいと考えています。最終的に内部で決定してご発表したいと思ひております。ちょっと限られた時間しかないですが……。

(参加者B)

2点あるんですけれども、さっきお答えになったように、FAQが、そういう意味では相当重要なものになってくるのかと思ひますので、FAQが出されたときに、またそこで外部のNGOや産業界とか、いろいろなステークホルダーの意見を、そこで言って反映するというようなことをお考えかどうかを、一つお聞きしたいということと、おそらくそういう意味では1年半かけて、これから審議をされて実施ということになりますので、また実施してからうまくいっているのかいっていないのか、結構そのへんの評価が重要な意味があると思ひますので、ぜひここはお願いですが、先ほどお答えですと、どうも環境社会開発室が実施状況をまとめていかれることかと思ひましたが、実施後もこうした形でコンサルテーションを含めて、評価をぜひ考えていただきたいと思います。その2点です。

(入柿課長)

FAQにつきましては、そういう形式でございます。一旦ウェブのほうに、ある程度まず乗せませすけれども、どんどん改訂していこうと考えております。したがって、まとまった形でというよりも、むしろ出されたものに対してウェブ

を通じて、いろいろご意見賜って、それを適時適切に反映していきたいと考えています。

それからモニタリング等でございますが、一つにはこのガイドラインの見直しに当たっては、また同じような、皆さんのご意見をうかがって改訂していきたいと考えておまして、そのあたり、ガイドラインに明記しておりますが、改訂に当たって、我が国政府、途上国政府と我が国の法人と専門家、NGO等の意見を聞きつつ透明性を確保して行うと考えておりますので、見直しのときには当然またこういう形でやらせていただきたいと思っておりますし、見直しの時期も施行以降5年以内となっておりますが、何か突発的な事件、世論の状況が相当変わるとか、そういう事態があれば、もっと早めていきたいと思っておりますので、そのへんは状況を見つつ、またご相談させていただきたいと思っております。

(参加者F)

もう1度という回数の件ですけれども、こちらのドキュメントをいただいたのが昨晚であったり、きょうこの席上で配付させていただいたということもあって、完全に消化し切れないところもあるのではないかとこのもちょうと考えております。もし、もう1回やることを考えているのであれば、ぜひやっていただいたほうがいいかと思っております。

(本郷課長)

もちろんやることにはやぶさかではないんですが、どの点についてもう1度やる必要があるとお考えでしょうか。内容次第では、こういう形式以外にもいろいろなやり方を考えられると思いますが、例えばホームページで今こういうふうになっていますとか、いろいろなやり方があると思いますが、どうでしょうか。忙しい中、かつ年度末で、これだけ長い時間来ていただいていますので、やはりあまり回数を重ねることだけに意味を持たせることは、私も本意でございませんので、そのへんのお考え、具体的な点を教えていただければありがたいんですが。

(参加者F)

私としてましては、まだ当方としても理解してないところも残っている。例えば先ほど言いました期間の関係も検討の余地はあるのではないかとお思っております。それに、ましてやどのような方法がいいかということですが、当初としてはJBI Cさんと関係でいろいろやるという形もあろうかと思いますが、できる限りトランスペアレンシーということもございましたので、そういうのは開かれた場でやっていくのもいいのではないかと、このように考えております。

(参加者G)

今のご議論ですが、フォーラムという形で開くのはなかなか大変だというのは分かりますが、個別の監督官庁、財務省とか外務省とか環境省と関連する官庁は個別に対応していただくのはいいんですが、できるだけオープンにしたいということがあります。我々、提言をつくったフォローアップ委員会で、ステークホルダーが入るような形のものをつくりましたから。それを公開で例えばフォローアップ委員会がやるとか、そうすればフォーラムまで大変ではないけれども、ある程度固定的に人が出てもらえる。それも何回もできないですから、1回か2回がいいと思います。そういうことをやれば、今おっしゃったようなことは何とか吸収できるのではないかと思います。そのへんいかがでしょうか。

(入柿課長)

分かりました。それでは若干開催方法は工夫いたしますが、少なくともきょう来ていただいた皆さんにはご参加のご案内等もお出しさせていただきたいと思っております。もう1度意見交換会の会を持たせていただきたいと思っております。その上で内部のほうで最終的なガイドラインの案文をセットいたしまして、最終的に4月1日の制定を目指して作業していきたいと思っております。

以上